

平成 17 年 度

熊 本 の 下 水 道



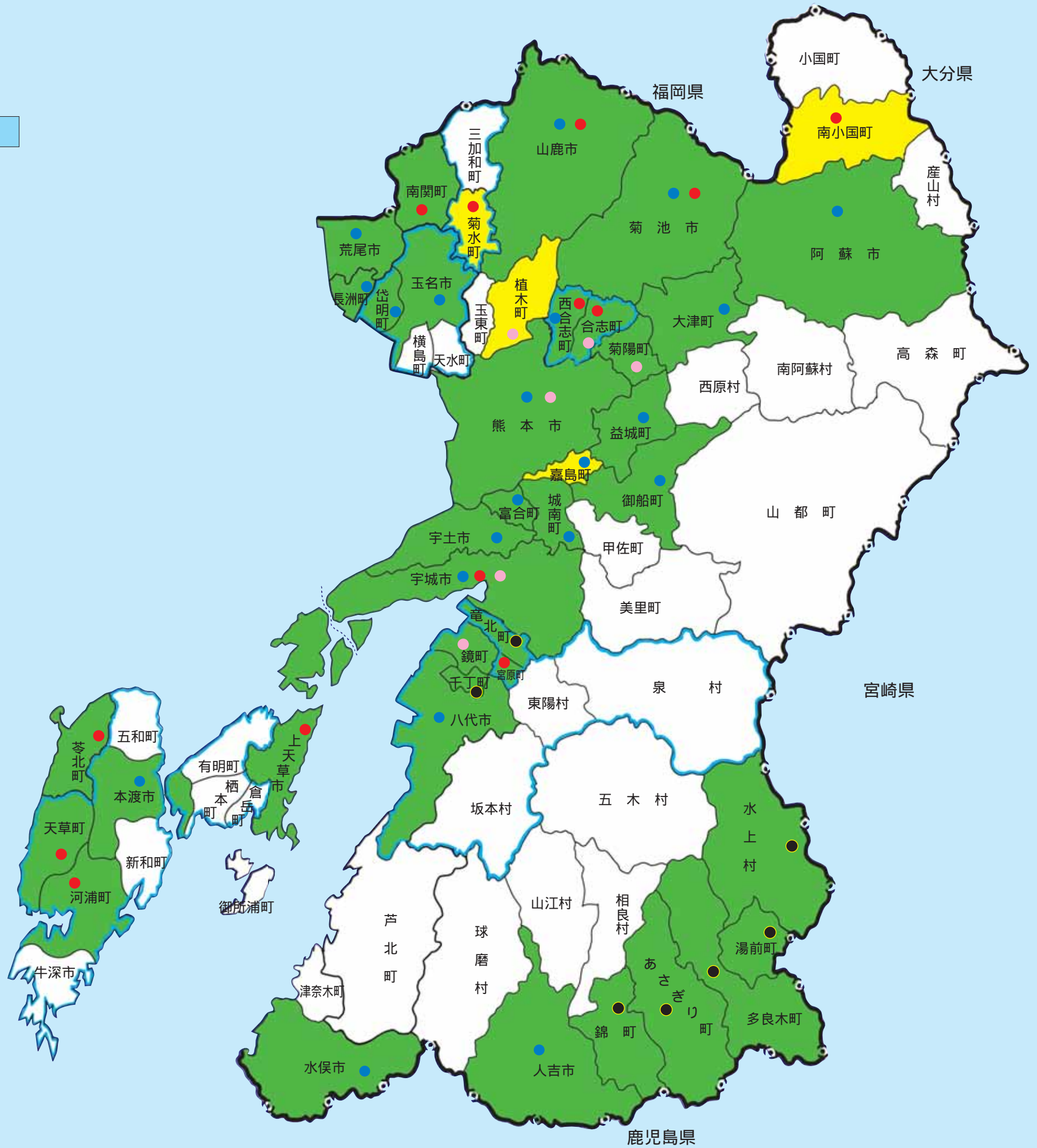
七城中央浄化センター(菊池市)

熊本県土木部下水道課

下水道事業の実施市町村

凡	例
単独	公共下水道
流域関連	
単独	特定環境保全 公共下水道
流域関連	
緑色	供用開始市町村
黄色	実施市町村(未供用)
—(•)—	県界
—	市町村界
—	H17年度中合併(予定)

(H17.4.1現在)



目 次

第1章	下水道の役割としくみ	1
1	下水道の役割	1
2	下水道のしくみ	2
3	下水道の種類	4
4	下水道事業の財源	8
第2章	社会資本整備重点計画における下水道事業	9
1	国の整備目標	9
2	県の整備目標	11
3	熊本県生活排水処理施設整備構想	12
	～ふるさとの川や海をみんなで守り育てるために～	
4	流域別下水道整備総合計画	13
5	下水汚泥処理総合計画	15
第3章	下水道事業の現況	16
1	下水道の普及状況	16
2	公共下水道	19
3	流域下水道	
	(1) 熊本北部流域下水道	20
	(2) 球磨川上流流域下水道	21
	(3) 八代北部流域下水道	22
4	過疎代行事業	23
5	雨水対策としての下水道事業	25
6	新世代下水道支援事業制度	26
第4章	水質の管理	29
1	環境関係法と下水道法との関係	29
2	下水道法における排除基準	30
3	放流水の水質の基準	31
第5章	執行体制	32

第1章 下水道の役割としくみ

1 下水道の役割

生活環境の改善

周辺環境の改善

生活や生産活動に伴って生ずる汚水を速やかに排除することにより、悪臭や蚊・ハエの発生を防ぎ、住宅周辺の環境を改善します。

トイレの水洗化

快適で衛生的な水洗トイレが使えるようになります。



浸水の防除

雨水を宅地や道路から速やかに排除して、浸水を防ぎます。

河川、海等の水質保全

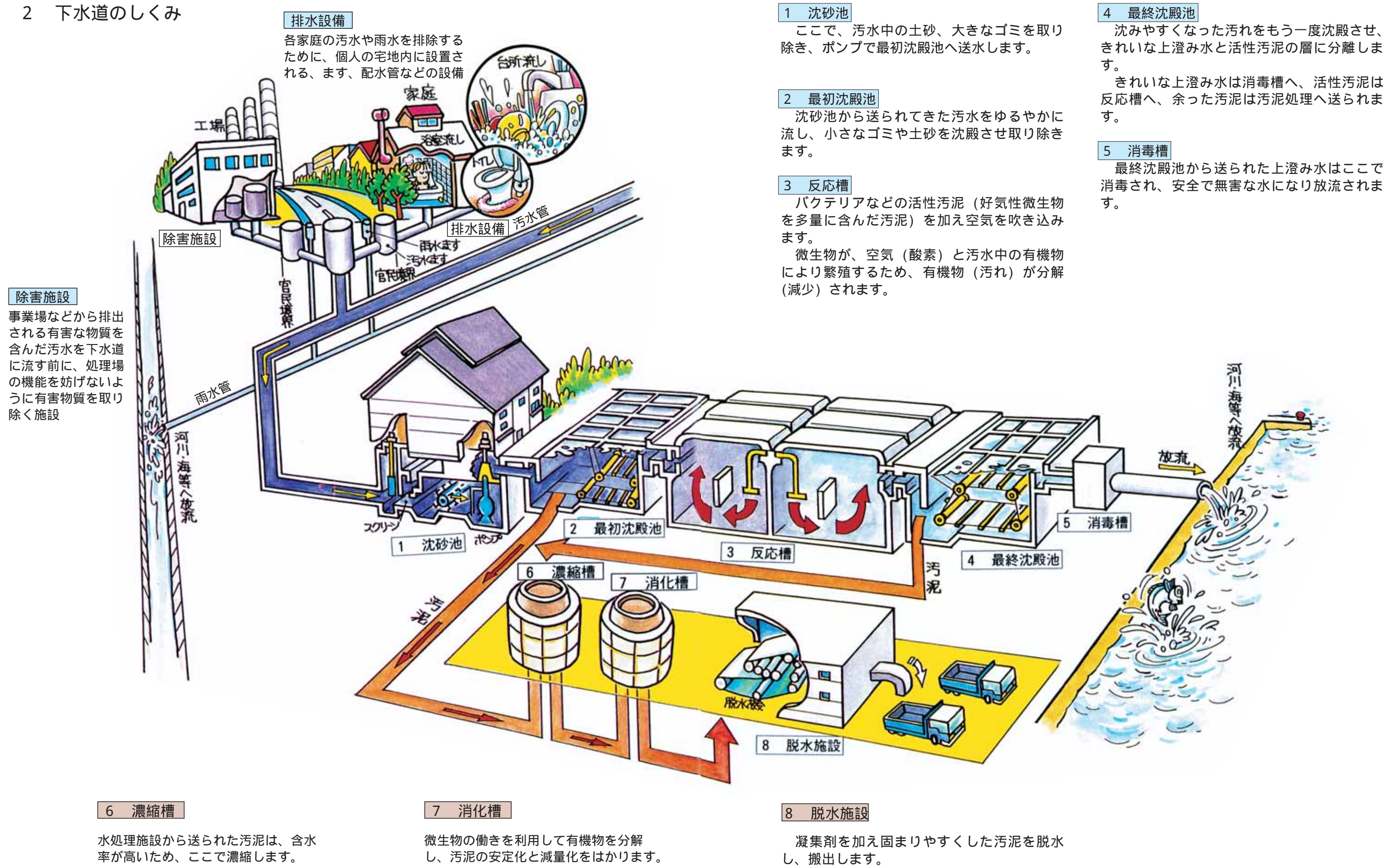
公共用水域の汚染の原因になっている生活排水などを処理して、川や海にきれいな水をかえします。

資源の有効利用

下水道は、水、汚泥、熱等の多くの利用可能な資源・エネルギーを有しており、それらを再利用することにより、省エネルギー、リサイクル社会に貢献することができます。

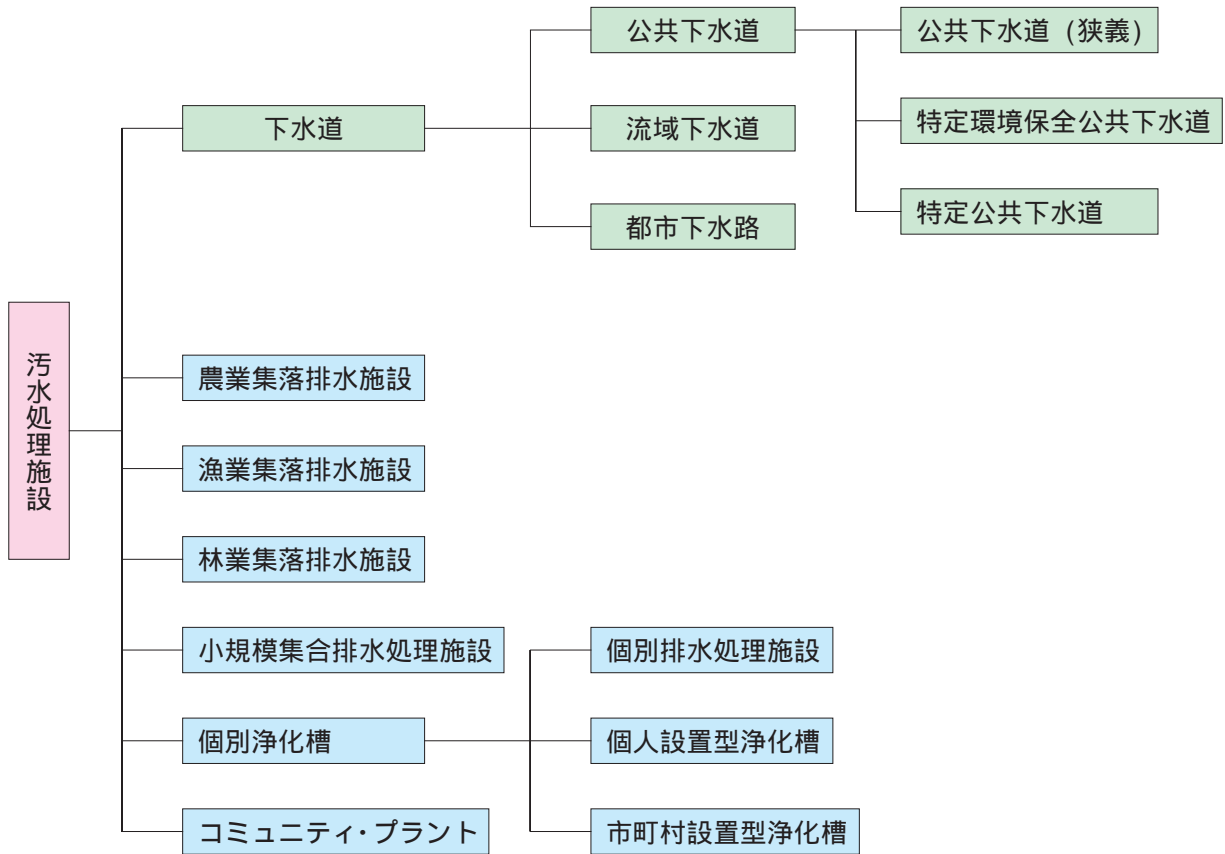


2 下水道のしくみ



3 下水道の種類

家庭や事業所などから排出される汚水を処理する施設を「汚水処理施設（もしくは生活排水処理施設）」といますが、目的、地域、事業主体の条件等により、下記のように分けられます。



公共下水道

公共下水道（狭義）

主として市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては、既成市街地及びその周辺の地域）における下水を排除し又は処理するもので、原則として建設・管理は市町村が行います。

特定環境保全公共下水道

公共下水道で行える区域以外の集落を整備するものです。

特に、計画人口が、1000人未満の場合は、簡易な下水道として整備されます。

特定公共下水道

特定事業者の事業活動に主として利用される下水道で、事業者も建設費の費用負担を行います。

流域下水道

2以上の市町村の区域における下水を排除するもので、行政区域にとらわれず広域的に一括処理する方が効果的な場合に採用され、処理場、幹線管渠等は県が建設・管理します。

都市下水路

主として市街地内の雨水排除を目的とするものです。

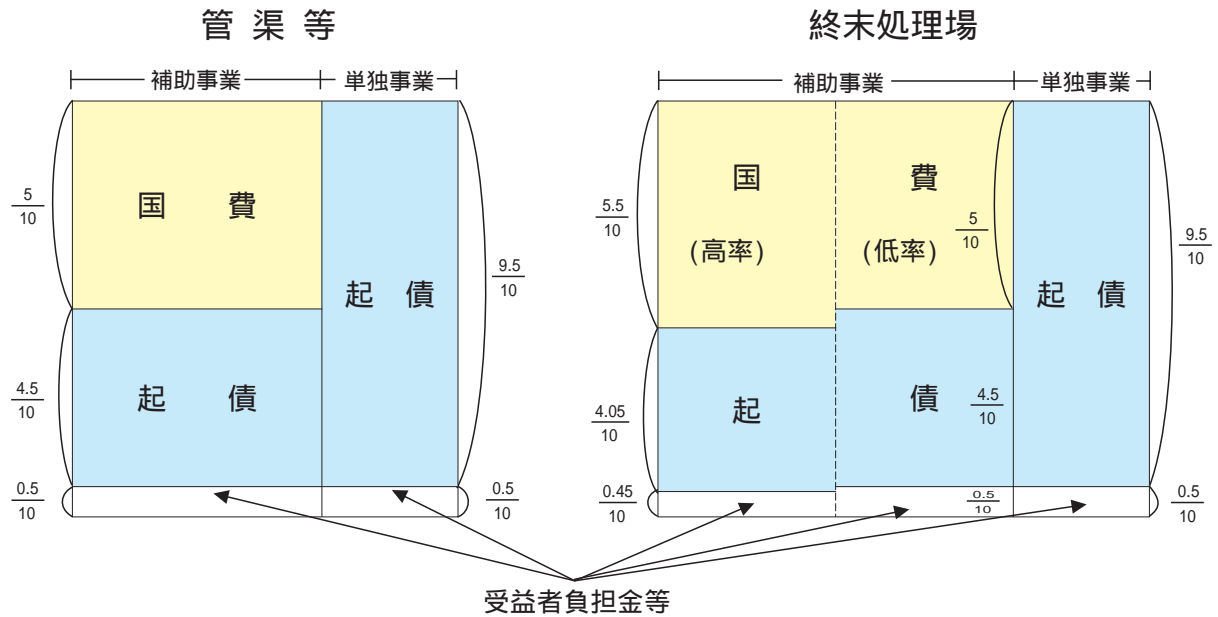
生活排水処理施設の概要

事業名		公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	流域下水道事業	都道府県代行制度	農業集落排水事業	漁業集落環境整備事業	
所管	国	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	農林水産省	農林水産省	
	県	下水道課	下水道課	下水道課	下水道課	農村整備課	漁港課	
国庫補助	採択基準	都市計画区域内であり、かつ、特定環境保全公共下水道の採択基準に該当しないもの	概ね、1千人以上1万人以下（ただし、水質保全上など特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りではない）	・環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なもの ・水域内の人口がいずれかに該当すること（～までの2項目有り） ・各処理区の計画人口がいずれかに該当すること（～までの2項目有り）	・自然公園等、地域要件がいずれかに該当すること（～までの8項目有り） ・財政力指数が県の過疎地域の平均以下であること ・行政人口が、8,000人以下であること	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする区域を含む）内の農業集落	漁港法第6条の規定により指定された漁港の背後に位置するもの。	
	対象人口	特に制限なし	概ね、1千人以上1万人以下（ただし、水質保全上など特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りではない）	特に制限なし		・受益戸数20戸以上 ・1,000人程度以下	100～5,000人（集落排水） （離島）50～5,000人	
	その他の要件		・自然保護のために施行されるものは自然公園法第2条に該当する地区 ・生活環境の改善を図るものは次の一つに該当するもの イ）計画排水人口の密度が原則として1ヘクタール当たり40人以上 ロ）公共下水道又は流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること	地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの	上記の要件に該当しなくても、次の要件に該当するもの ・自然公園等、地域要件がいずれかに該当すること（～までの5項目あり） ・行政人口が8,000人以下であること	公共下水道計画区域外を原則対象とする汚水には、重金属などの有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めないものとする 改築の場合は、事業費が200万円以上で次のいずれかに該当すること ア．供用開始後7年以上経過 イ．対象人口の著しい増加、水質基準の強化等の条件や環境の変化が認められること	漁業依存度又は漁家比率が第1位漁港及び漁場環境の保全のため、水質汚濁の防止を図る必要性が高い水域（閉鎖性水域）に面する集落またはのいずれかを満たすもの	
	補助対象範囲	・主要な管渠 ・主要な管渠を補完するポンプ施設 ・終末処理場 ・終末処理場を補完するポンプ施設	・主要な管渠 ・主要な管渠を補完するポンプ施設 ・終末処理場 ・終末処理場を補完するポンプ施設	・主要な管渠 ・主要な管渠を補完するポンプ施設 ・終末処理場 ・終末処理場を補完するポンプ施設	県が施行するもの ・主要な幹線管渠 ・ポンプ場 ・終末処理場	供用開始までの施設	・末端受益戸数2戸までの管路施設及び汚水処理施設等（概ね100%が補助対象）	・末端受益戸数2戸までの管路施設及び汚水処理施設等（概ね100%が補助対象）
	補助率	管渠等1/2 処理場低率1/2 高率5.5/10	管渠等1/2 処理場低率1/2 高率5.5/10	管渠等1/2 処理場低率1/2 高率2/3	管渠等1/2 処理場低率1/2 高率5.5/10		1/2	1/2
県費補助	補助率			県の費用負担	地方負担額（国費を除く）の1/2か1/3又はそれ以下	6.5/100	6.5/100	
市町村負担金	1/2, 4.5/10	1/2, 4.5/10	1/4, 1/6	地方負担額（国費を除く）の1/2か1/3又はそれ以上	1/2	1/2		
うち起債	起債の種類	・公営企業債（下水道事業債）過疎債	・公営企業債（下水道事業債）過疎債	・公営企業債（下水道事業債）	・公営企業債（下水道事業債）	・公営企業債（下水道事業債）	・公営企業債（下水道事業債）	
	充当率	・補助事業90% ・単独事業95%	・補助事業90% ・単独事業95%	・補助事業100% ・単独事業100%	補助事業90%	補助対象事業90% 単独事業95%	補助対象事業90%	
受益者に対する融資助成制度					・農林漁業金融公庫資金融資制度 ・農業近代化資金融資制度 ・農業改良資金融資制度	・沿岸漁業改善資金の融資制度 ・漁業近代化資金の融資制度		

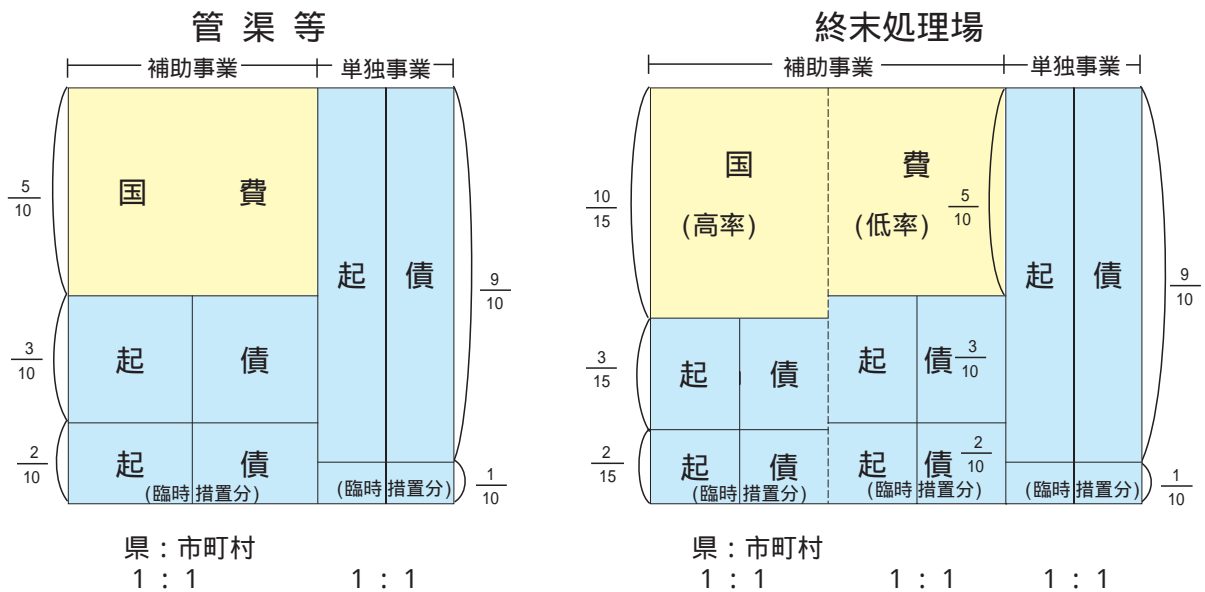
項		事業名	林業集落環境整備事業	小規模集合排水処理施設整備事業	個別排水処理施設整備事業	浄化槽設置整備事業	浄化槽市町村整備推進事業	コミュニティ・プラント	
所管	国	農林水産省	総務省	総務省	総務省	環境省	環境省	環境省	
	県	林業振興課	市町村総室	市町村総室	市町村総室	環境保全課	環境保全課	環境保全課	
国庫補助等	採択基準	対象地域	特定市町村及び準特定市町村の区域内	制限なし	下水道等の集合処理施設区域の周辺地域 浄化槽市町村整備推進事業の対象地域	雑排水対策を促進する必要がある地域	生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域	制限なし	
	採択基準	対象人口	原則として概ね1,000人以下 受益戸数は20戸以上 (過疎地域、振興山村は10戸以上)	特に制限なし	特に制限なし	特に制限なし	20戸以上/年	101人以上30,000人未満	
	採択基準	その他の要件	・林業整備に係る事業費が、総事業費の概ね2分の1以上	・公共下水道計画区域外 ・農業振興地域においては、農業集落排水施設に係る国庫補助制度の対象外であること ・特別会計により経理を行うこと ・市町村の公営企業として実施され適正な使用料が徴収されるものであること	・公共下水道計画区域外 ・特別会計により経理を行うこと ・市町村の公営企業として実施され適正な使用料が徴収されるものであること	公共下水道計画区域外 市町村の補助制度が前提	公共下水道計画区域外 設置後の合併処理浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること 市町村の公営企業として実施され適正な使用料が徴収されるものであること	公共下水道計画区域外	
	採択基準	補助対象範囲	・末端受益戸数2戸までの管路施設及び終末処理施設				・補助基本額が定められている	・補助基本額が定められている	環境省が認める施設(概ね100%が補助対象)
	採択基準	補助率	1/2 ただし、過疎、振興山村は5.5/10				補助基本額の1/3	補助基本額の1/3	1/3(公害防止計画地域は1/2)
	採択基準	補助率	15/100				補助基本額の1/3	6.5/100	
市町村負担金		1/2、4.5/10				残額	残額	残額	
うち起債	起債の種類	・公営企業債(下水道事業債)	・公営企業債(下水道事業債)、過疎債、辺地債	・公営企業債(下水道事業債)、過疎債、辺地債	・公営企業債(下水道事業債)、過疎債、辺地債		・公営企業債(下水道事業債)、過疎債、辺地債	特別地方債(一般廃棄物処理事業債)、財源対策債	
	充当率	補助対象事業90%	単独事業90%	単独事業90%	単独事業90%		・補助対象事業85% ・単独事業95%	・補助対象事業95%	
受益者に対する融資助成制度						・住宅金融公庫の融資制度 ・生活排水処理施設整備資金融資・あつせん			

4 下水道事業の財源

(1) 公共下水道及び特定環境保全公共下水道



(2) 流域下水道



第2章 社会資本整備重点計画における下水道事業

1 国の整備目標【2003年（H15）から2007年（H19）まで】

基本方針

国民の視点、流域管理、多様な主体との連携・協力、施設の効率的な管理運営、国際化への対応といった点に留意しつつ、下水道の重点的かつ計画的な整備を推進

事業の概要と指標

暮らし～衛生的で快適な生活の実現

地域の特性に応じ、浄化槽等との適切な役割分担の下、未普及地域の解消を図る。

【汚水処理人口普及率】76%（H14） 86%（H19）
【下水道処理人口普及率】65%（H14） 72%（H19）

安全～大雨にも安全な都市づくり

河川事業との連携、雨水浸透の積極的導入、ハザードマップ作成等のソフト対策など、総合的な都市浸水対策を推進。

特に、著しい浸水被害のおそれのある地域で、早急に安全性を確保。

【床上浸水を緊急に解消すべき戸数】約9万個（H14） 約6万戸（H19）
【下水道による都市浸水対策達成率】51%（H14） 54%（H19）

環境～良好な水環境の形成

水質保全上重要な地域において、普及拡大に加え高度処理施設の整備を促進。
排出負荷量を分流式下水道と同程度以下に削減することを目的に、合流式下水道を緊急に改善

【環境基準達成のための高度処理人口普及率】11%（H14） 17%（H19）
【合流式下水道改善率】15%（H14） 40%（H19）

環境～循環を基調とした環境負荷の削減

下水道汚泥の減量化・有効利用の推進。
下水汚泥焼却に伴い発生する一酸化二窒素等の温室効果ガスの排出抑制対策を推進。

【下水汚泥リサイクル率】60%（H14） 68%（H19）

その他～下水道施設の徹底的な活用

親水空間の整備や処理水・雨水の有効利用、処理場の上部空間の緑化等、水・緑環境を創出。
ヒートアイランド現象の緩和、光ファイバーの収容、温冷熱エネルギーの有効活用等、都市再生にも最大限活用。

施設機能を良好に維持できるよう、計画的な再構築を推進。

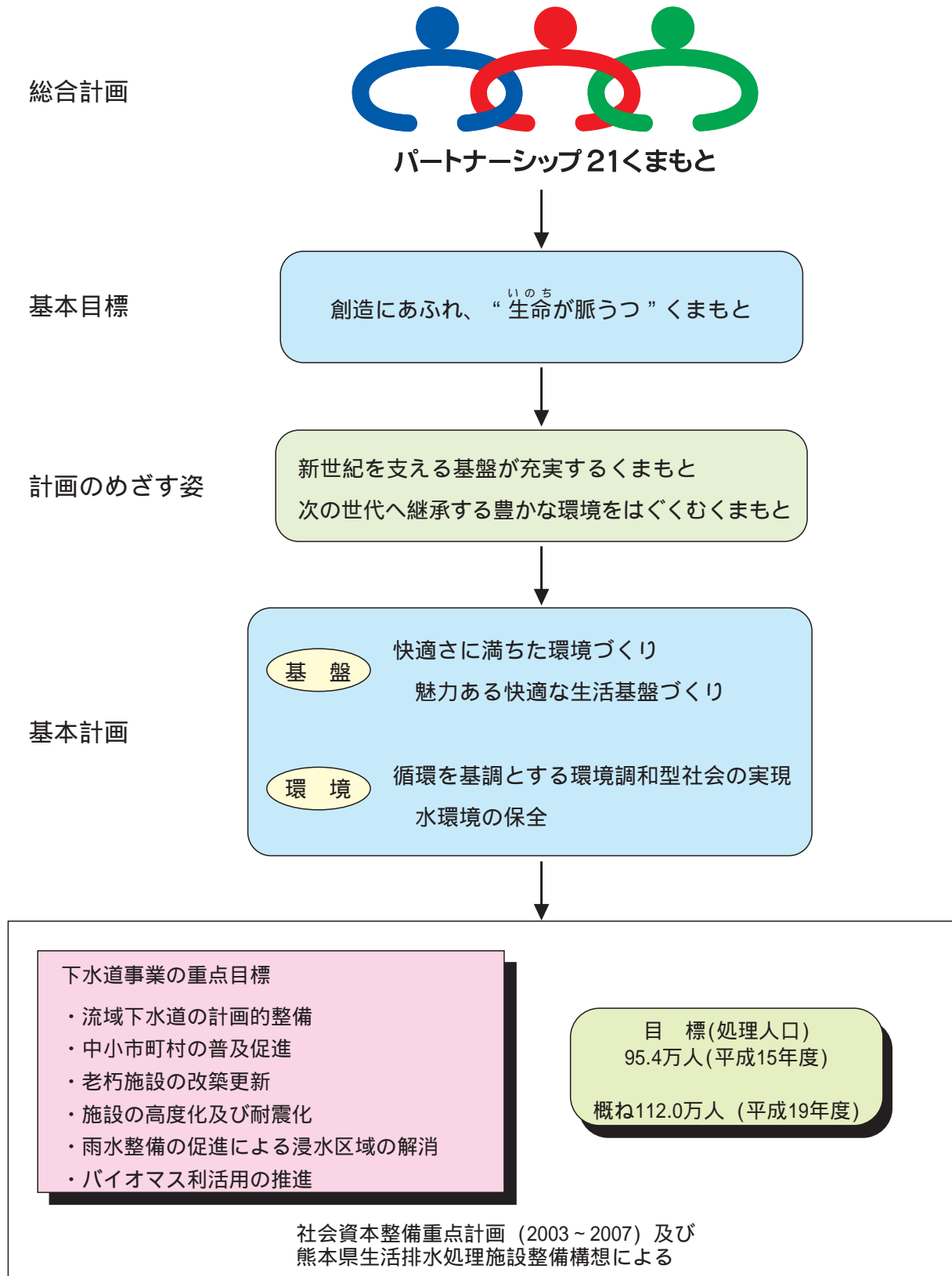
下水道整備五(七)箇年計画の推移

五箇年計画 期 間	背 景 等	計画額 実績額 達成率	整 備 指 標	
			整 備 目 標	達成実績
第1次 S38～S42 (実際には～S41)	生活環境施設整備の中心的役割を担う	4,400億円 2,963億円 67.3%	排水面積普及率 16 27%	20%
第2次 S42～S46 (実際には～S45)	下水道行政の一元化 水質汚濁対策としての第一歩	9,300億円 6,178億円 66.4%	排水面積普及率 20 33%	23%
第3次 S46～S50	下水道法改正 「公共用水域の水質保全」を目的に追加 流域下水道の法制化	2兆6,000億円 2兆6,241億円 100.9%	処理区域面積普及率 23 38%	26%
第4次 S51～S55	ナショナルミニマムとしての認識 特環の制度化	7兆5,000億円 6兆8,673億円 91.6%	処理人口普及率 23 40%	30%
第5次 S56～S60	総量規制への対応 三全総の定住圏構想	11兆8,000億円 8兆4,781億円 71.8%	処理人口普及率 30 44%	36%
第6次 S61～H2	維持管理の充実 処理水等の有効利用	12兆2,000億円 11兆6,913億円 95.8%	処理人口普及率 36 44% 雨水排水整備率 35 43%	44% 43%
第7次 H3～H7	中小市町村の整備促進 大都市等における機能改善、質的向上 公共投資基本計画	16兆5,000億円 16兆7,106億円 101.3%	処理人口普及率 44 54% 雨水排水整備率 40 49% 高度処理人口 230 750万人	54% 47% 730万人
第8次 H8～H14	中小市町村等の整備促進 下水道資源・施設の有効利用 下水道施設の高度化 構造改革のための経済社会計画	23兆7,000億円 24兆6,462億円 121.0%	処理人口普及率 54 66% 雨水排水整備率 46 55% 高度処理人口 513 1,500万人	65% 51% 1,427万人

五箇年計画 期 間	背 景 等	整 備 指 標	
		整 備 目 標	達成実績
H15年度より社会 資本整備重点計画 へ名称変更 H15～H19	良好な居住環境の形成 水害等の災害に強い国土づくり 循環型社会の形成 良好な水環境への改善	汚水処理人口普及率 76 86% 床上浸水を緊急に解消すべき戸数 約9万戸 約6万戸 高度処理人口普及率 11 17%	% 万戸 %

2 県の整備目標

本県の施策である「パートナーシップ21くまもと」を目標とした熊本県総合計画に基づき、豊かで明るい暮らしと快適な環境を創造していくため、下水道整備を緊急課題として掲げ、積極的に取り組んでいます。



3 熊本県生活排水処理施設整備構想

～ふるさとの川や海をみんなで守り育てるために～

本県では、生活排水処理施設の整備を効果的、効率的にかつ着実に推進するため、市町村の意向をふまえながら、地域の立地特性や整備の緊急性等を勘案し、総合的な整備構想をとりまとめました。本構想によると平成16年度末時点で県下68市町村のうち48市町村が下水道事業を実施予定であり、40市町村が事業実施中です。

H16年度末事業実施 整備構想 (H15策定) あり

市町村名	下水道			農集	漁集	林集	ゴミプラ	小規模	個別処理	市町村名	下水道			農集	漁集	林集	ゴミプラ	小規模	個別処理
	公共	特環	簡易								公共	特環	簡易						
熊本市										西原村									
八代市										南阿蘇村									
人吉市										御船町									
荒尾市										嘉島町									
水俣市										益城町									
玉名市										甲佐町									
本渡市										山都町									
山鹿市										坂本村									
牛深市										千丁町									
菊地市										鏡町									
宇土市										竜北町									
上天草市										宮原町									
宇城市										東陽村									
阿蘇市										泉村									
城南町										芦北町									
富合町										津奈木町									
美里町										錦町									
岱明町										多良木町									
横島町										湯前町									
天水町										水上村									
玉東町										相良村									
菊水町										五木村									
三加和町										山江村									
南関町										球磨村									
長洲町										あさぎり町									
植木町										有明町									
大津町										御所浦町									
菊陽町										倉岳町									
合志町										栖本町									
西合志町										新和町									
南小国町										五和町									
小国町										苓北町									
産山村										天草町									
高森町										河浦町									

4 流域別下水道整備総合計画（流総計画）

流域別下水道整備総合計画は、水質環境基準の類型指定がなされている海、河川等（公共用水域）の水質環境基準を達成するための各水域ごとの下水道整備に関する総合的な基本計画で、個々の下水道計画の上位計画として位置付けられ、今後の事業を進めるうえでの指針となるものです。

本県では3流域について計画を策定しています。

また、現在の河川を対象とした流総計画を、海域も含めた流総計画（有明海、八代海）として見直し作業中です。

計画の内容

下水道の整備に関する基本方針の策定

下水道により下水を排除し、処理すべき区域の選定

の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力の選定

の区域に係る下水道整備事業の実施順位の決定

熊本県の流域別下水道整備総合計画

調査箇所名	計画 基準 年次	計画 目標 年次	流域面積 (km ²)	調査対象 市町村数	環境基準指定水域 及び年月日
白川・坪井川 及び緑川	平成7年度	平成27年度	1,710	(5) 20	白川坪井川及び緑川 S 47.12.21
菊池川・有明北部水域 及び筑後川上流	平成7年度	平成27年度	1,730	(6) 18	菊池川 S 50.10.16 有明北部 S 49. 8.31 筑後川 S 48. 3.31
八代海	昭和53年度	平成17年度	3,020	(1) 31	球磨川 S 46. 5.25 八代地方 S 46. 5.25 八代海 S 51. 6. 1 氷川等水域 S 52. 1.29

() 内書きは重複市町村数

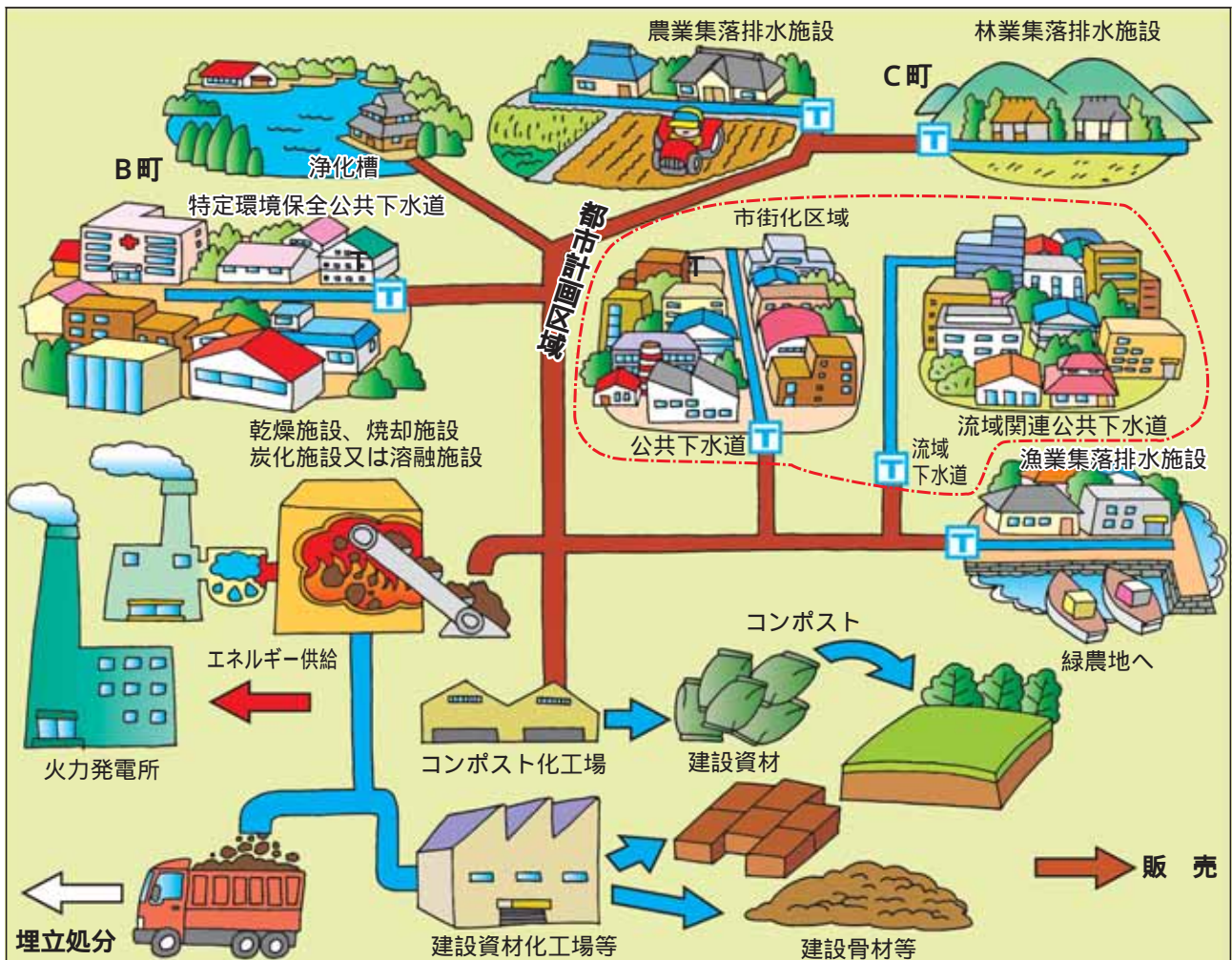
5 下水污泥処理総合計画

下水道整備の進捗とともに発生する下水污泥の量は増加し、その減量化や処分地確保並びに有効利用の促進が喫緊の課題となっています。本計画は、広域的な観点から、散在する終末処理場を有機的に連結させ、経済的で効率的な下水污泥処理体制を計画するもので、平成14年10月に策定されました。

下水污泥処理総合計画では下記の事項を定めています。

- (1) 基本構想
 - (ア) 污泥処理の地域割
 - (イ) 污泥の有効利用及び処分の方針
- (2) 基本計画
 - (ア) 污泥処理の区域割
 - (イ) 広域処理すべき区域における污泥処理基地の選定
 - (ウ) (イ)に伴う污泥輸送・処理方式の選定

広域下水污泥リサイクルのイメージ



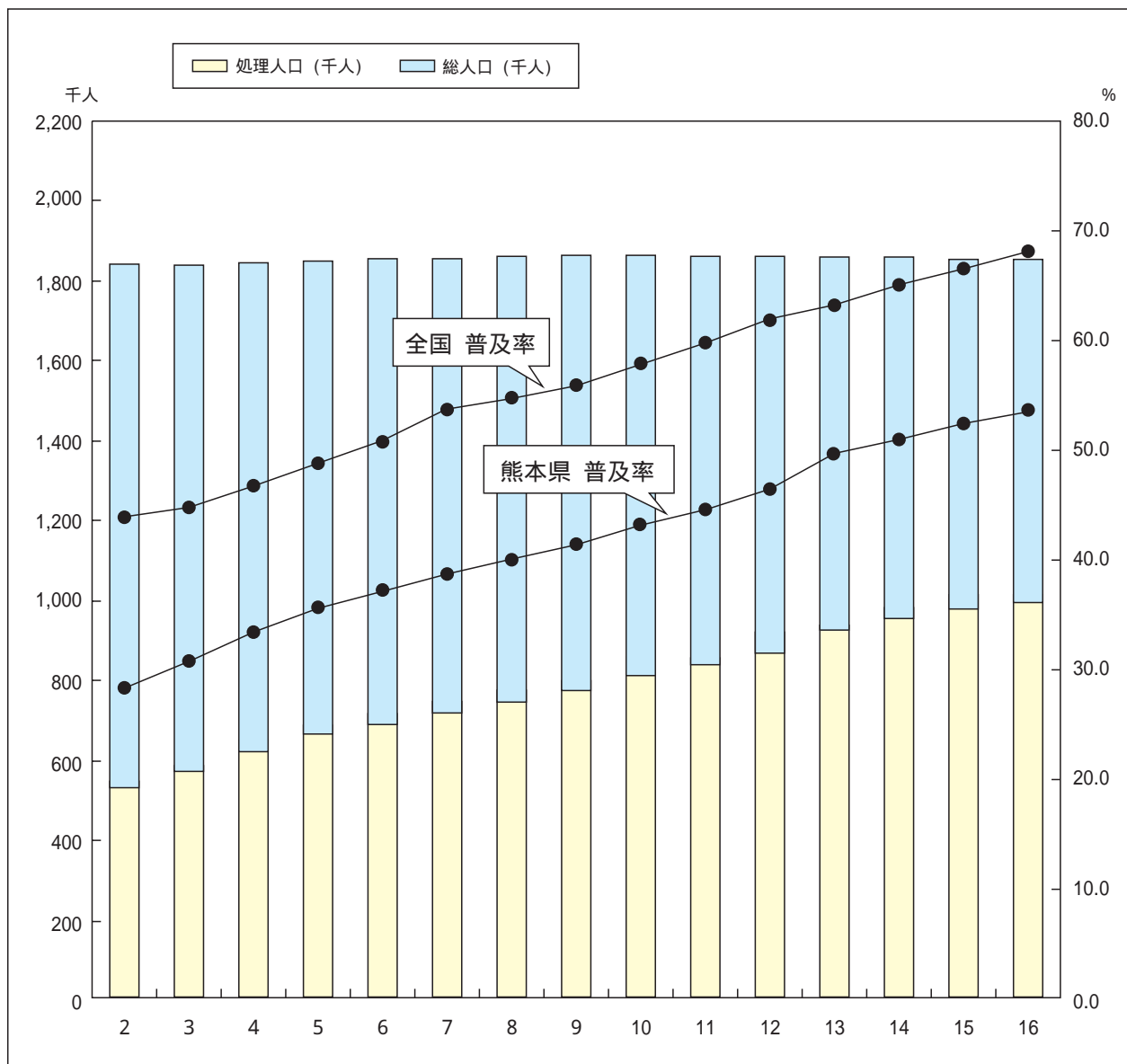
第3章 下水道事業の現況

1 下水道の普及状況

県下の公共下水道事業は、熊本市が浸水解消を図るため昭和23年に戦災復旧事業の一環として事業着手したのが最初です。

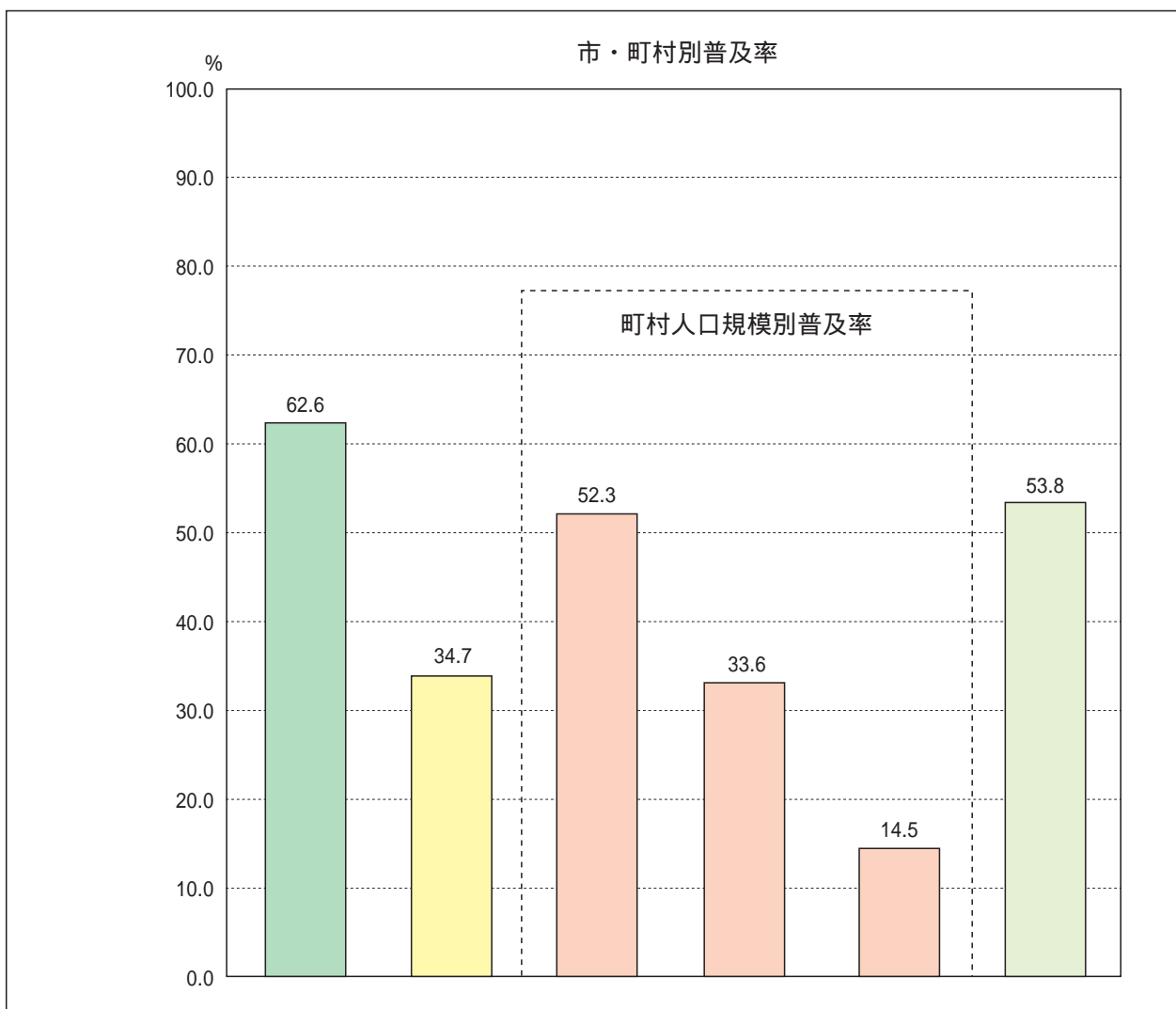
その後、下水道の必要性が認識され、昭和43年度に荒尾市が熊本市に次いで事業に着手し、以後、順次施行市町村の増加を見るに至り、平成16年度末では、県下68市町村のうち13市26町1村（13市26町1村1組合）が事業を行っています。

平成16年度末において、公共下水道を供用開始しているのは、13市22町1村（13市22町1村1組合）で、処理人口は999.2千人、普及率は対県人口比で53.8%となっています。



年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
項目															
総人口(千人)	1,849.8	1,851.4	1,854.9	1,858.9	1,862.3	1,865.4	1,868.1	1,870.0	1,870.5	1,869.8	1,870.4	1,869.1	1,866.5	1,862.9	1,858.0
処理人口(千人)	527.3	573.4	621.4	665.0	694.3	723.5	749.7	776.0	808.8	836.6	869.5	927.3	953.7	980.3	999.2
普及率(%)	28.5	31.0	33.5	35.8	37.3	38.8	40.1	41.5	43.2	44.7	46.5	49.6	51.1	52.6	53.8
全国普及率(%)	44.0	45.0	47.0	49.0	51.0	54.0	55.0	56.0	58.0	60.0	62.0	63.5	65.2	66.7	68.1

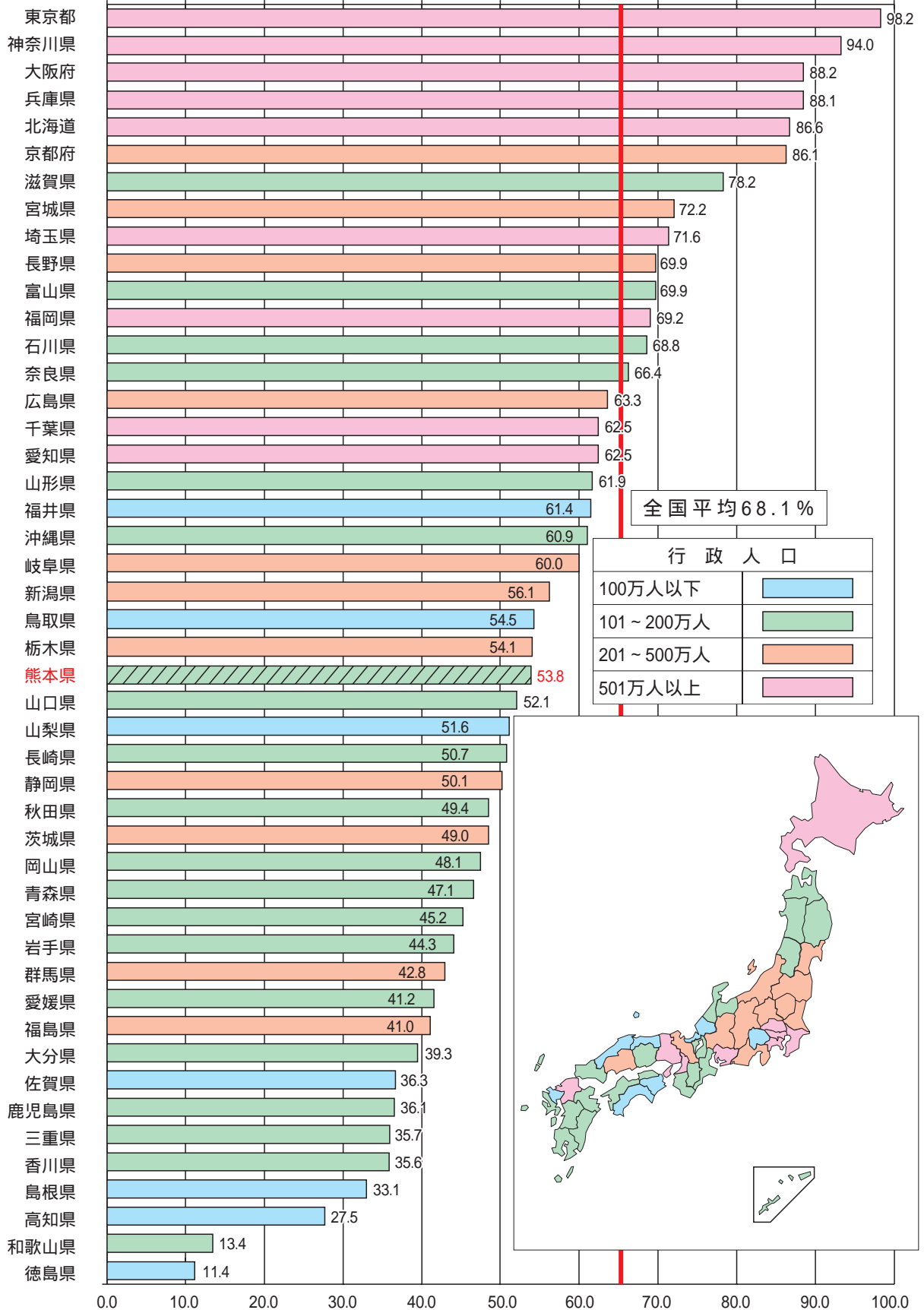
県内市・町村別(人口規模)下水道実施状況



都市種別 人口規模	市・町村別					県計
	市	町村	2万人以上	1～2万人	1万人未満	
総人口(千人)	1,271.2	586.8	218.5	188.3	180.0	1,858.0
処理人口(千人)	795.4	203.7	114.3	63.3	26.1	999.2
総市町村数	14.0	54.0	8.0	13.0	33.0	68.0
実施市町村数	13.0	27.0	6.0	9.0	12.0	40.0
供用開始市町村数	13.0	23.0	5.0	9.0	9.0	36.0
普及率(%)	62.6	34.7	52.3	33.6	14.5	53.8

(平成16年度末)

全国の下水道普及率（平成16年度末）



2 公共下水道（市町村事業）

平成16年度末 下水道普及率

	都 市 名	行政人口 (住基台帳) 17.3.31現在	着手 年度	処理 開始 年度	事業計画(全体)			備 考	
					処理人口 (人)	下水道整備実績 (平成17年3月) 処理区域内 人口(人)	普及率 (%)		
公 共	熊 本 市	657,699	23	42	706,000	541,918	82.4	流開含む	
	八 代 市	105,154	48	59	84,300	31,962	30.4		
	人 吉 市	37,758	49	56	35,400	26,459	70.1		
	荒 尾 市	57,151	43	47	58,800	35,776	62.6		
	水 俣 市	29,784	50	3	22,700	13,104	44.0		
	玉 名 市	45,113	47	55	43,000	20,220	44.8		
	本 渡 市	39,800	46	52	28,100	24,662	62.0		
	山 鹿 市	59,785	44	49	29,300	24,875	41.6	一部特環	
	菊 池 市	52,788	53	58	30,400	21,113	40.0	一部特環	
	宇 土 市	38,743	48	54	38,300	25,865	66.8		
	上 天 草 市	35,191	50	3	9,300	4,099	11.6	特環	
	宇 城 市	64,182	55	61	48,820	20,754	32.3	一部特環	
	阿 蘇 市	30,154	52	60	10,400	4,611	15.3		
	実施13市計	1,253,302			1,144,820	795,418	63.5		
	未着手1市計	17,884							
	全14市計	1,271,186							
	処理人口 / 行政人口 =					795,418 ÷ 1,271,186 =	62.6%		
	共	城 南 町	19,635	4	10	11,000	5,989	30.5	
		富 合 町	8,007	10	14	15,000	1,287	16.1	
		岱 明 町	14,760	51	2	14,700	10,633	72.0	
		菊 水 町	6,809	9	(17)	2,800	0	0.0	
		南 関 町	11,705	6	13	3,400	1,500	12.8	
		長 洲 町	17,871	51	60	18,100	16,949	94.8	
		植 木 町	31,366	15	(18)	16,800	0	0.0	
		大 津 町	29,028	56	63	31,500	15,340	52.8	
		菊 陽 町	31,459	58	63	42,000	28,274	89.9	
		合 志 町	22,699	59	63	24,700	22,219	97.9	公共 + 組合
		合 志 町	17,154	59	63	18,700	16,917	98.6	公共分のみ
		合志西合志組合	5,545			6,000	5,302	95.6	特環
		西 合 志 町	29,177	52	55	29,700	25,855	88.6	公共 + 組合
		西 合 志 町	23,914	52	55	23,900	21,209	88.7	公共分のみ
		合志西合志組合	5,263			5,800	4,646	88.3	特環
		南 小 国 町	4,917	14	(19)	2,060	0	0.0	
		御 船 町	18,542	54	5	11,700	7,965	43.0	
嘉 島 町		8,614	14	(17)	14,200	0	0.0		
益 城 町		32,936	60	5	27,200	22,629	68.7		
千 丁 町		7,083	7	13	7,700	4,392	62.0		
鏡 町		16,273	7	13	19,000	4,839	29.7		
竜 北 町		8,682	7	13	10,300	3,544	40.8		
宮 原 町		5,083	51	54	8,500	1,970	97.8		
錦 町		12,115	5	10	9,680	1,453	12.0		
多 良 木 町		11,871	5	10	8,410	3,720	31.3		
湯 前 町		4,929	9	12	4,070	2,429	49.3		
水 上 村		2,668	9	12	990	1,069	40.1		
あ さ ぎ り 町		18,046	5	10	15,050	10,269	56.9		
苓 北 町		8,803	6	11	6,900	6,618	75.2		
天 草 町		4,582	8	12	1,800	661	14.4		
河 浦 町		6,297	8	12	1,360	1,139	18.1		
実施27町村計		393,957			358,620	203,743	51.7		
未着手27町村計		192,855							
全54町村計		586,812							
処理人口 / 行政人口 =					203,743 ÷ 586,812 =	34.7%			
実施40市町村計	1,647,259			1,503,440	999,161	60.7			
未着手28市町村計	210,739								
全68市町村計	1,857,998								
処理人口 / 行政人口 =					999,161 ÷ 1,857,998 =	53.8%			

注) 現況の処理区域内人口は汚水に係わるもので、雨水を除く。

3 流域下水道（県事業）

(1) 熊本北部流域下水道

熊本都市圏の北東部は、熊本市のベッドタウンとして市街化が進んでおり、当区域内を流れる二級河川坪井川及び堀川は、生活排水の影響を強く受けて水質環境基準を大きく上回っていました。

このため熊本市、菊陽町及び合志町にまたがる3,568haの区域を対象に昭和57年度から熊本北部流域下水道事業を実施し、平成元年3月に一部の区域を対象に下水の処理を開始しました。平成15年度には植木町を編入し、区域を4,146haに拡大しました。

また、下水処理の中心施設である熊本北部浄化センターの運転管理については(財)熊本県下水道公社に委託していますが、平成18年度からは指定管理者制度に移行する予定です。



処理区名	熊本北部	総事業費（流域）（億円）	416
処理場名	熊本北部浄化センター	処理場位置	熊本市鶴羽田町
全体計画処理人口（人）	210,000	全体計画	昭和57年～平成32年
全体計画処理面積（ha）	4,146	排除方式	分流式
全体計画汚水量（ m^3 /日）	146,200	供用開始時期	平成元年3月
全体計画処理能力（ m^3 /日）	148,900	水処理方式	標準活性汚泥法
幹線管渠延長（km）	23.3	放流先	坪井川
処理場敷地面積（ha）	13.5	環境基準	C Ⅷ
供用開始処理人口（人）	140,874(H16年度末)	処理能力（ m^3 /日）	67,700(H16年度末)
供用開始処理面積（ha）	3,052(H16年度末)	日平均流入水量（ m^3 /日）	45,709(H16年度実績)
対象市町村	熊本市、菊陽町、合志町、植木町		

(2) 球磨川上流流域下水道

球磨川上流流域は、周囲を山地に囲まれ、その中央には球磨川が貫流しています。球磨川は川下りなどの観光資源、鮎などの漁業資源、米作などの農業資源として、地域の生活と密接に結びついています。

近年、生活環境の変化により、水質の悪化が予想されるなか、行政区域にとらわれず、下水道を一体的に整備することが水質保全、施設の建設、維持管理の面からも最も効率的であることから、平成5年度から9町村にわたる1,582haを対象に事業に着手しました。

平成11年4月に6ヶ町村（錦町、上村、免田町、多良木町、須恵村、深田村）の一部、平成12年4月に岡原村の一部を、平成13年4月に湯前町、水上村の一部の区域を対象に下水の処理を開始し、9町村全てにおいて一部使用を開始しました。

また、下水処理の中心施設である球磨川上流浄化センターの運転管理については、(助)熊本県下水道公社に委託していますが、平成18年度からは指定管理者制度に移行する予定です。

球磨川上流流域下水道概要図



処理区名	球磨川上流	総事業費（流域）（億円）	138
処理場名	球磨川上流浄化センター	処理場位置	球磨郡錦町 武地内
全体計画処理人口（人）	38,200	全体計画	平成5年～平成25年
全体計画処理面積（ha）	1,597	排除方式	分流式
全体計画汚水量（ m^3 /日）	18,510	供用開始時期	平成11年4月
全体計画処理能力（ m^3 /日）	19,200	水処理方式	オキシデーションディッチ法
幹線管渠延長（km）	34.4	放流先	球磨川
処理場敷地面積（ha）	5.1	環境基準	A イ
供用開始処理人口（人）	18,945(H16年度末)	処理能力（ m^3 /日）	7,200(H16年度末)
供用開始処理面積（ha）	826(H16年度末)	日平均流入水量（ m^3 /日）	4,053(H16年度実績)
対象市町村	錦町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町 平成15年4月1日より上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村の合併により、 新町「あさぎり町」		

(3) 八代北部流域下水道

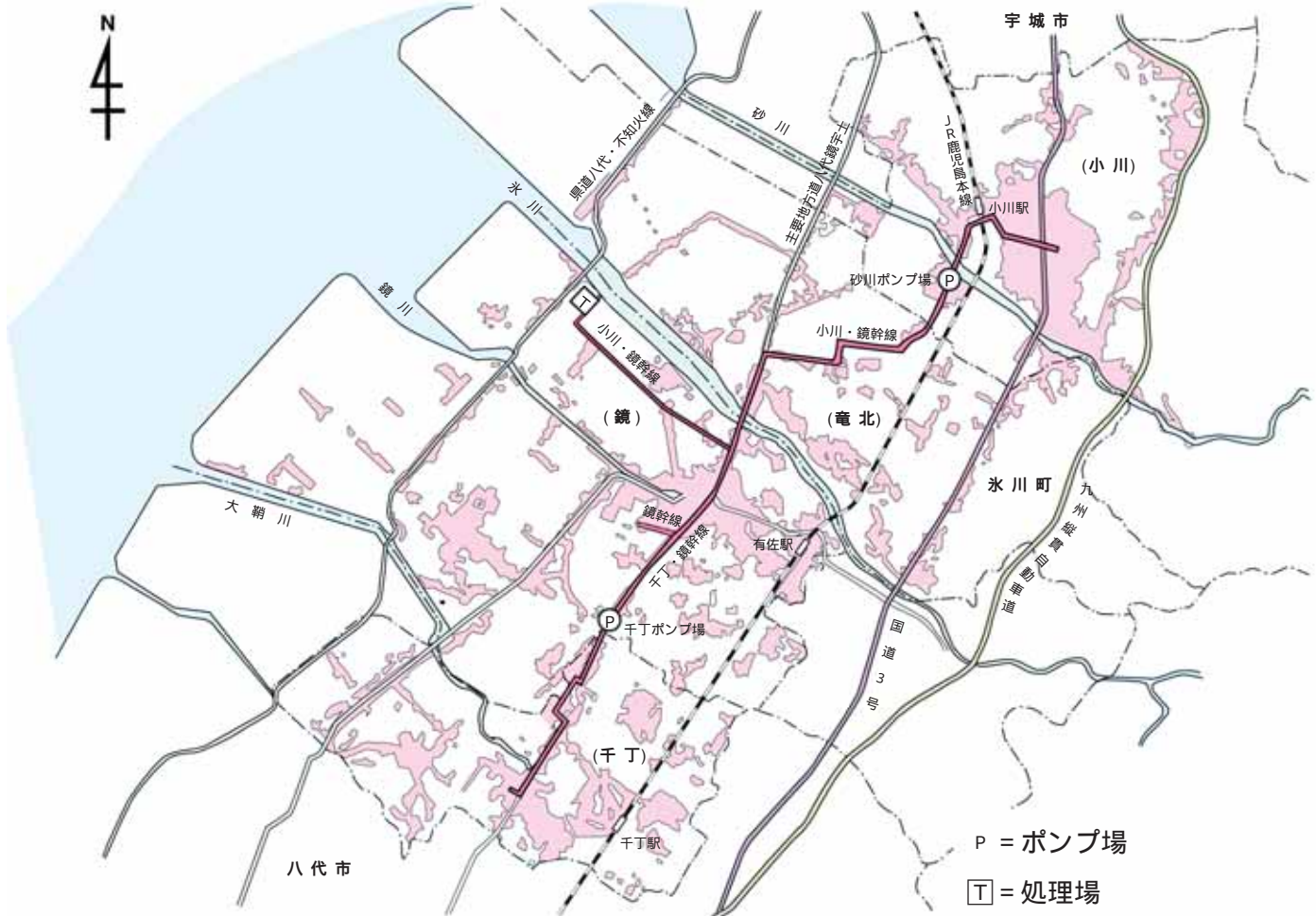
八代平野北部に位置する計画区域は、八代海に面しており、古くから干拓事業が行われ、全国でも有数のい草生産地帯です。

また、八代海は、その周囲を宇土半島や天草諸島に囲まれ、多くの景勝地や好漁場にも恵まれています。

しかし、近年の生活様式の多様化や都市化に伴い、八代海をはじめとする公共用水域の水質汚濁が進行している状況にあり、行政区域にとらわれず、下水道を一体的に整備することが水質保全、施設の建設、維持管理の面からも最も効率的であることから、平成7年度から4町（小川町、千丁町、鏡町及び竜北町）にわたる1,130haを対象に事業に着手し、平成14年1月、4町全てにおいて一部使用を開始しました。

また、下水処理の中心施設である八代北部浄化センターの運転管理については、(財)熊本県下水道公社に委託していますが、平成18年度からは指定管理者制度に移行する予定です。

八代北部流域下水道概要図



処理区名	八代北部	総事業費(流域)(億円)	191
処理場名	八代北部浄化センター	処理場位置	八代郡鏡町芝口地内
全体計画処理人口(人)	51,000	全体計画	平成7年～平成26年
全体計画処理面積(ha)	1,130	排除方式	分流式
全体計画汚水量(m ³ /日)	26,700	供用開始時期	平成14年1月
全体計画処理能力(m ³ /日)	26,700	水処理方式	標準活性汚泥法
幹線管渠延長(km)	15.3	放流先	氷川
処理場敷地面積(ha)	4.2	環境基準	A イ
供用開始処理人口(人)	18,875(H16年度末)	処理能力(m ³ /日)	6,700(H16年度末)
供用開始処理面積(ha)	522(H16年度末)	日平均流入水量(m ³ /日)	3,024(H16年度実績)
対象市町村	八代市(旧鏡町、旧千丁町) 1 平成17年8月1日合併により「八代市」 宇城市(旧小川町) 2 平成17年1月15日合併により「宇城市」 氷川町(旧竜北町) 3 平成17年10月1日合併により「氷川町」		

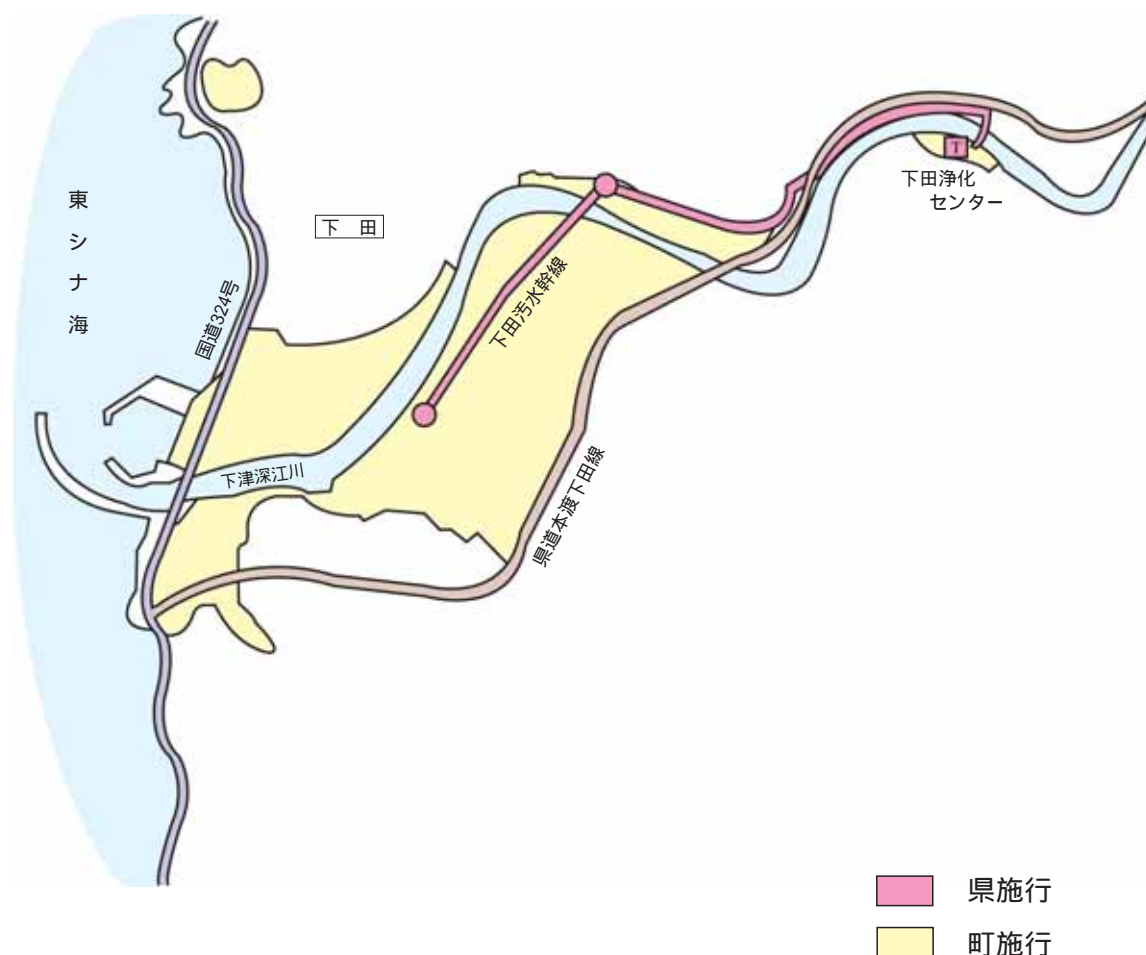
4 過疎代行事業（県事業）

(1) 天草町特定環境保全公共下水道過疎代行事業

天草町は、天草下島の最西端に位置し東シナ海に面しています。産業は水産漁業で県内でも有数の漁獲高を誇っています。また雲仙天草国立公園のなかでも特別地域として指定を受けており天草西海岸の自然景観、天草海中公園、キリシタン文化、さらには国内有数の天草陶石等、自然的、文化的遺産が多く残っている町です。また、温泉地もあり、生活環境の改善や公共用水域の保全には住民の関心が強く、下水道の整備が求められていました。

しかし、町の財政力、技術力不足等から下水道への着手が遅れていたため、過疎代行事業により平成8年度に22haを対象に事業に着手し、平成13年4月に供用を開始しました。

天草町特定環境保全公共下水道概要図



天草町特定環境保全公共下水道

□ = 処理場

処理場名	下田浄化センター	処理場位置	天草郡天草町下田北
処理面積 (ha)	22	事業期間	平成8年～平成12年
処理人口 (人)	800	排除方式	分流式
処理能力 (m ³ /日)	675	供用開始時期	平成13年4月
代行幹線管渠延長 (km)	1.2	水処理方式	オキシデーションディッチ
代行事業費 (百万円)	662	放流先	天草灘

(2) 河浦町特定環境保全公共下水道過疎代行事業

河浦町は、天草下島の中南部に位置し、かつて炭坑の町として栄えたところです。

産業は、米作、みかん等の作物とハマチ、車エビや真珠を中心とした農漁業が主です。観光面でも口マン溢れるキリシタン文化史跡を中心とした開発事業に取り組み、雲仙天草国立公園の風光明媚な自然との調和を図っています。また、暮らしやすい町づくりをテーマに生活環境の整備を推進している町です。

しかし、町の財政力、技術力不足等から下水道への着手が遅れていたため、過疎代行事業により平成8年度に53haを対象に事業に着手し、平成13年4月に供用を開始しました。

河浦町特定環境保全公共下水道概要図



河浦町特定環境保全公共下水道

T = 処理場

処理場名	一町田浄化センター	処理場位置	天草郡河浦町河浦
処理面積 (ha)	53.5	事業期間	平成8年～平成12年
処理人口 (人)	1,360	排除方式	分流式
処理能力 (m ³ /日)	800	供用開始時期	平成13年4月
代行幹線管渠延長 (km)	3.5	水処理方式	オキシデーションディッチ
代行事業費 (百万円)	921	放流先	一町田川

5 雨水対策としての下水道事業

下水道事業は、生活排水等を処理する汚水処理と雨水による浸水を防除する雨水排除に分けられます。雨水排除は、公共下水道の雨水管と都市下水路によって行われます。

社会資本整備重点計画の整備対象面積12,998.9haに対し、平成16年度末の整備状況は、雨水管、都市下水路合わせて5,493.5haで、整備率42%となっています。

平成15年度末下水道による都市浸水対策達成率（社会資本整備重点計画対象区域内）

箇所名 (市町村名 又は 組合名)	社会資本整備 重点計画対象 区域面積 ha	平成16年度末整備済区域				16年 度末 整備 率 %
		分流 雨水 ha	合流 ha	都 市 下 水 路 ha	計 ha	
熊本市	4,740.0	1,351.0	862.0	0.0	2,213.0	47%
八代市	2,450.0	360.5	0.0	56.0	416.5	17%
荒尾市	1,110.8	950.1	0.0	42.0	992.1	89%
水俣市	738.0	244.3	0.0	0.0	244.3	33%
玉名市	553.5	0.0	75.0	0.0	75.0	14%
本渡市	673.3	419.0	77.0	0.0	496.0	74%
山鹿市	771.0	68.9	33.2	0.0	102.1	13%
菊池市	154.0	154.0	0.0	0.0	154.0	100%
菊陽町	590.0	325.8	0.0	0.0	325.8	55%
西合志町	470.0	365.5	0.0	0.0	365.5	78%
御船町	174.0	57.5	0.0	0.0	57.5	33%
錦町	312.0	18.8	0.0	0.0	18.8	6%
苓北町	251.0	22.0	0.0	0.0	22.0	9%
河浦町	11.3	10.9	0.0	0.0	10.9	96%
県 計	12,998.9	4,348.3	1,047.2	98.0	5,493.5	42%

以下は社会資本整備重点計画対象区域以外で下水道により整備（都市浸水対策達成率には含まない）

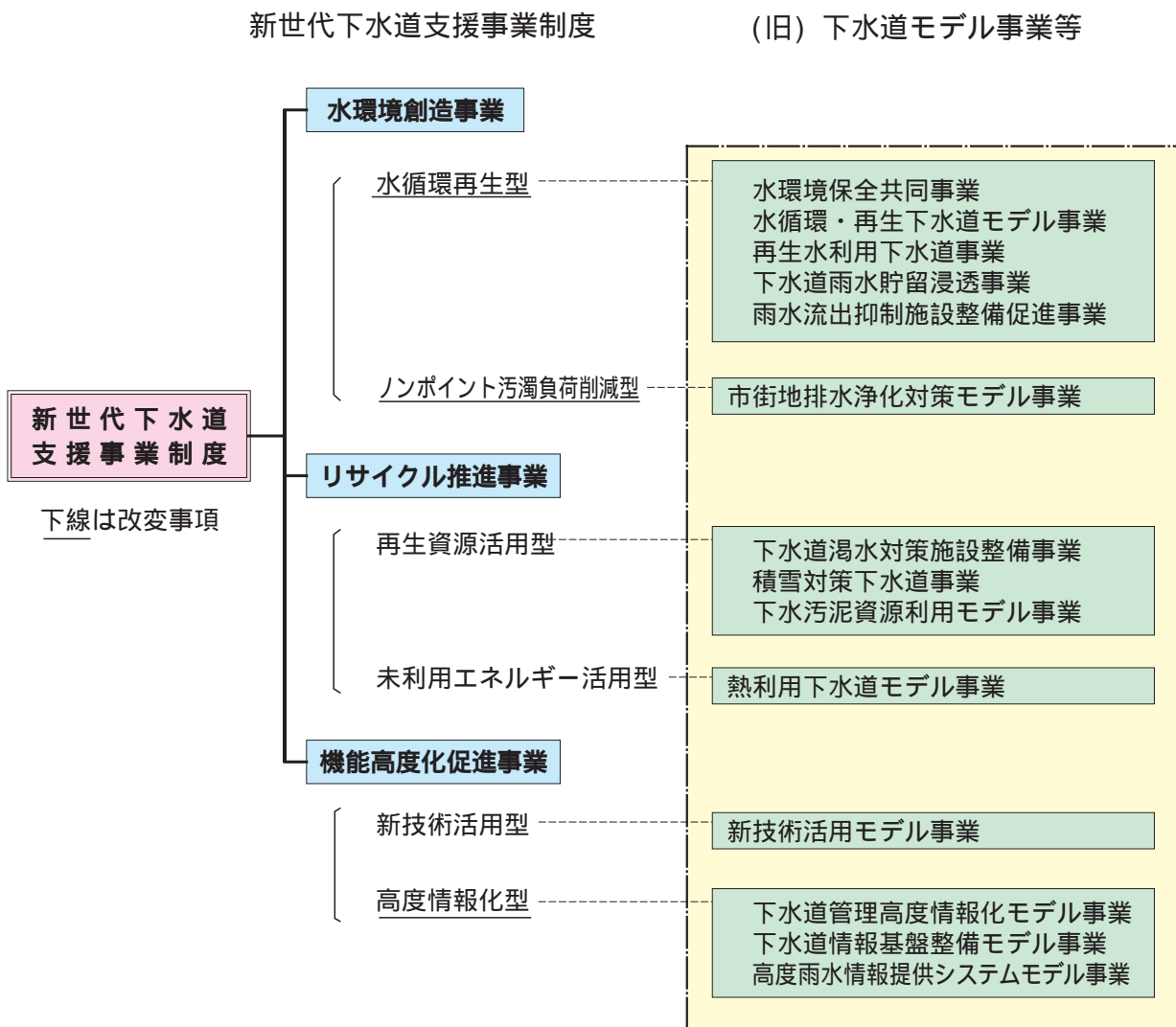
八代市		0.0	0.0	78.0	78.0	
人吉市		330.8	0.0	0.0	330.8	
本渡市		26.1	0.0	0.0	26.1	
山鹿市		2.0	0.0	0.0	2.0	
宇土市		50.0	0.0	0.0	50.0	
阿蘇市		5.0	0.0	0.0	5.0	
長洲町		66.9	0.0	0.0	66.9	
大津町		0.0	0.0	52.0	52.0	
合志町		193.0	0.0	0.0	193.0	
益城町		131.0	0.0	0.0	131.0	
鏡町		11.0	0.0	0.0	11.0	
あさぎり町		5.2	0.0	0.0	5.2	
合志西合志		56.0	0.0	0.0	56.0	
計		877.0	0.0	130.0	1,007.0	

6 新世代下水道支援事業制度

下水道事業においては、うるおいのある水辺を提供し良好な都市景観の形成を図ることを目的としたもの、下水処理水、汚泥の再利用による資源の有効活用を図るもの、快適で安全なまちづくりに資するもの、新しい経済的な方式を取り入れたものなどをモデル事業として実施されてきました。

なお、平成11年度からは、モデル事業を統合化し「新世代下水道支援事業制度」が創設されました。

従前のモデル事業との関係



事業種別	箇所名	事業年度	総事業費 百万円	主な内容
水環境創造事業 旧) 水循環・再生下水道モデル事業 (ホタルの里づくり)	人吉市 公共下水道	S 59 ~ H 12	10,217	川下りりで有名な球磨川の水質保全を図るとともに、市内の水路の水質改善を図り、市民に憩いの場を提供する。
水環境創造事業 旧) 水循環・再生下水道モデル事業	長洲町 公共下水道	H 5 ~ H 9	541	熊本緑の百選に選ばれた「新塘の松林」に並行している浦川第三雨水幹線を、下水処理水の再利用で水質の改善及び水量の確保を図り、水をテーマとしたアメニティ豊かな「金魚と鯉の郷広場」の建設と併せて、地域住民の憩いのスペースとしての水景施設と自然に親しむ安らぎ景観の創設を図る。
水環境創造事業 旧) 水循環・再生下水道モデル事業	八代市 都市下水道	S 63 ~ H 元	24	宮地幹線をアピール下水道(麓川貯水作戦)で整備し、それに合わせ本事業で豊かな自然環境の保全と都市美の創出、緑化の推進や親水性の確保に努めながら、市民の快適な環境を図る。
水環境創造事業 旧) 水循環・再生下水道モデル事業	人吉市 公共下水道	H 元 ~ H 4	45	頭無川の河道改修に伴い、ホタル生息可能な河道及び周辺を植栽等により環境整備を行い、市民の憩いの場として、ホタルの里づくりを目指す。
水環境創造事業 旧) 水循環・再生下水道モデル事業	長洲町 公共下水道	H 6	66	下水処理水をアメニティ下水道モデル事業で導水し、せせらぎを復活させた浦川第三雨水幹線の水路を親水的な構造とし、さらに水路に沿って遊歩道を設置したり植栽することにより、地域住民の憩いのスペースの創設を図る。
水環境創造事業 旧) 水循環・再生下水道モデル事業 (水前寺江津湖クリーン作戦)	熊本市 公共下水道	S 60 ~ H 2	30,145	市民の憩いの場として親しまれている水前寺公園及び江津湖を包含する東部処理区の整備を重点的に行い、江津湖の水質環境基準を改善し、水質環境の向上を図る。
水環境創造事業 旧) 水循環・再生下水道モデル事業 (八代麓川貯水作戦)	八代市 都市下水道	S 60 ~ H 元	241	幹線の流下能力が限られているため、既存河川を利用した貯水池を設け流出調整を行う。また、遊歩道や親水広場を設け市民の憩いの場として整備する。
水環境創造事業 旧) 下水道雨水貯留浸透事業 (雨水浸透式下水道)	菊陽町 公共下水道	S 59 ~ S 63	955	浸透性が大きい阿蘇火砕流(砂礫層)を利用した浸透性雨水流出抑制池を設置することにより、浸水区域の解消を図る。
リサイクル推進事業 旧) 下水道渇水対策施設整備事業	熊本市 公共下水道	H 9	4	渇水期の対策として、街路樹の灌水等に下水道処理水を利用する。
機能高度化促進事業 (新技術活用型)	荒尾市 公共下水道	H 13 ~ H 16	125	短時間で多量の汚泥濃縮処理が可能なベルト型ろ過濃縮システムの実用化を行う。
水環境創造事業(水環境再生型)	熊本市 公共下水道	H 13 ~ H 17	936 (見込み)	西部浄化センターの処理水を、水不足に悩まされている周辺地区に供給し、地下水の代替水源として活用することで、地下水保全を図る。
水環境創造事業(水循環再生型) 加勢川第6排水区(東町地区) 雨水貯留浸透事業 “ウォーター・コントロール・スクラム事業”	熊本市 公共下水道	H 16 ~ H 19	240 (見込み)	東町地区内の国、県、市等の各施設に対し、管理協定を結び排水区内の各施設管理者と自治会を中心とした市民に流出抑制への協働(スクラム)を促して、地域ぐるみで浸水解消を図るとともに地下浸透を推進して水循環社会の構築を目指す。

水環境創造事業(水循環再生型)

旧) 水循環・再生下水道モデル事業

浦川第三雨水幹線に自然石の護岸を施し、浄化センターの処理水を送水しせせらぎ水路の整備を行い、地域住民の憩いのスペースを実現しました。平成8年度いきいき下水道建設大臣賞を受賞しています。

長洲町



水環境創造事業(水循環再生型)

旧) 下水道雨水貯留浸透事業
(阿蘇の砂礫層利用の雨水浸透式下水道)

本地区の地質構成は、阿蘇火山の噴火によるもので、地下6.7m～13.7mに層をなす火砕流による礫層は浸透性大で、同地層を利用して浸透式調整池及び同マンホール方式により雨水処理を行うものです。

菊陽町



水環境創造事業(水循環再生型)

旧) 水循環・再生下水道モデル事業
(八代麓川貯水作戦)

貯水池には、コイ、フナ、タツブミノウ等を飼育し市民の親水的貯水池として、また管理用道路は古麓歴史自然遊歩道と結ぶ遊歩道の役目をもたせ、八代市におけるレクリエーションゾーンとして整備しています。

八代市



機能高度化促進事業

(新技術活用型)

近年、汚泥中有機分の増加、長距離送泥中の汚泥腐敗等による既存設備の濃縮性能の低下を受け、新しい濃縮システムの開発に取り組みました。

H13～14年度において、ベルト型ろ過濃縮システムの実用化研究を実施し、H15～16年度、実設備を導入し性能評価研究を行いました。

荒尾市



ベルト型ろ過濃縮機

第4章 水質の管理

1 環境関係法と下水道法との関係

公共用水域の望ましい環境基準は、環境基本法で公共水域に一律で適用される「人の健康の保護に関する環境基準」と県知事が水域ごとに類型を指定する「生活環境の保全に関する環境基準」の2つに区分し、定めてあります。

また、事業場（工場等）から下水道に排出する場合の排出基準は下水道法により、下水道終末処理場から排出する放流水は水質汚濁防止法の適用を受けます。

（詳細は「熊本県環境保全関係基準集」を参照）

水質汚濁に係わる環境基準（昭和46環告59号）

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg / ℓ以下	1・1・1 トリクロロエタン	1mg / ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1・1・2 トリクロロエタン	0.006mg / ℓ以下
鉛	0.01mg / ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg / ℓ以下
六価クロム	0.05mg / ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg / ℓ以下
砒素	0.01mg / ℓ以下	1・3 ジクロロプロペン	0.002mg / ℓ以下
総水銀	0.0005mg / ℓ以下	チウラム	0.006mg / ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg / ℓ以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg / ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg / ℓ以下	ベンゼン	0.01mg / ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg / ℓ以下	セレン	0.01mg / ℓ以下
1・2 ジクロロエタン	0.004mg / ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / ℓ以下
1・1 ジクロロエチレン	0.02mg / ℓ以下	ふっ素	0.8mg / ℓ以下
シス 1・2 ジクロロエチレン	0.04mg / ℓ以下	ほう素	1mg / ℓ以下

生活環境の保全に関する環境基準 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg / ℓ 以下	25mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	50MPN / 100ml以下	別に環境大臣又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg / ℓ 以下	25mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	1,000MPN / 100ml以下	
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg / ℓ 以下	25mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以上	5,000MPN / 100ml以下	
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg / ℓ 以下	50mg / ℓ 以下	5mg / ℓ 以上		
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg / ℓ 以下	100mg / ℓ 以下	2mg / ℓ 以上		
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg / ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg / ℓ 以上		

2 下水道法における排除基準

下水道法では、下水道からの放流水の水質確保や下水道施設の機能の維持と施設を保全する目的として、下水道を使用する事業場等に対して、下水道への排除基準を定めております。

下水排除基準

対象物質又は項目	対象者	終末処理場を設置している公共下水道の利用者			
		直 罰 基 準		除害施設設置基準	
		50 m ³ / 日以上	50 m ³ / 日未満		
政 令 で 定 め る 基 準	有 害 物 質	カドミウム及びその化合物	0.1	0.1	0.1
		シアン化合物	1	1	1
		有機燐化合物	1	1	1
		鉛化合物	0.1	0.1	0.1
		六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5
		砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003
		トリクロロエチレン	0.3	0.3	0.3
		テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
		ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2
		四塩化炭素	0.02	0.02	0.02
		1・2ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04
		1・1ジクロロエチレン	0.2	0.2	0.2
	シス1・2ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	
	1・1・1トリクロロエタン	3	3	3	
	1・1・2トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	
	1・3ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	
	チウラム	0.06	0.06	0.06	
	シマジン	0.03	0.03	0.03	
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1	
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ	10pg-TEQ/ℓ	10pg-TEQ/ℓ	
	ほう素及びその化合物	(陸域)10(海域)230	(陸域)10(海域)230	(陸域)10(海域)230	
	ふっ素及びその化合物	(陸域)8(海域)15	(陸域)8(海域)15	(陸域)8(海域)15	
	環 境	クロム及びその化合物	2		2
		銅及びその化合物	3		3
		亜鉛及びその化合物	5		5
フェノール類		5		5	
鉄及びその化合物		(溶解性)10		10	
マンガン及びその化合物		(溶解性)10		10	
条 例 で 定 め る 基 準	アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380(125)	380(125)	380(125)	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600(300)		600(300)	
	浮遊物質 (SS)	600(300)		600(300)	
	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5		5
		動植物油	30		30
	窒素含有量	240(150)		240(150)	
	燐含有量	32(20)		32(20)	
	水素イオン濃度 (PH)	5~9(5.7~8.7)		5~9(5.7~8.7)	
	温度			45 (40)	
	沃素消費量			220	

- (備考) 1. 単位はpH、温度、ダイオキシン類を除きすべてmg/ℓです。
 2. BOD、SS、pH、温度、窒素含有量、燐含有量に係る()内の数値は製造業又はガス供給業に適用します。
 3. 下水排除基準を越える(BOD、SS、窒素含有量、燐含有量、温度、沃素消費量についてはこの基準以上、pHについてはこの基準の下限以下又は上限以上)水質の下水が基準に適合しない下水です。

3 放流水の水質の基準

水質汚濁防止法では、下水道の終末処理施設を特定施設と定め、その放流水に対し、前述の環境基準を守るため、同法が定める一律排水基準（(2)記載の下水排除基準として定めるカドミウム及びその化合物以下、ふっ素及びその化合物までの有害物質の項目）及び県条例による水域別の上乗せ排水基準（生活環境項目）を設けています。

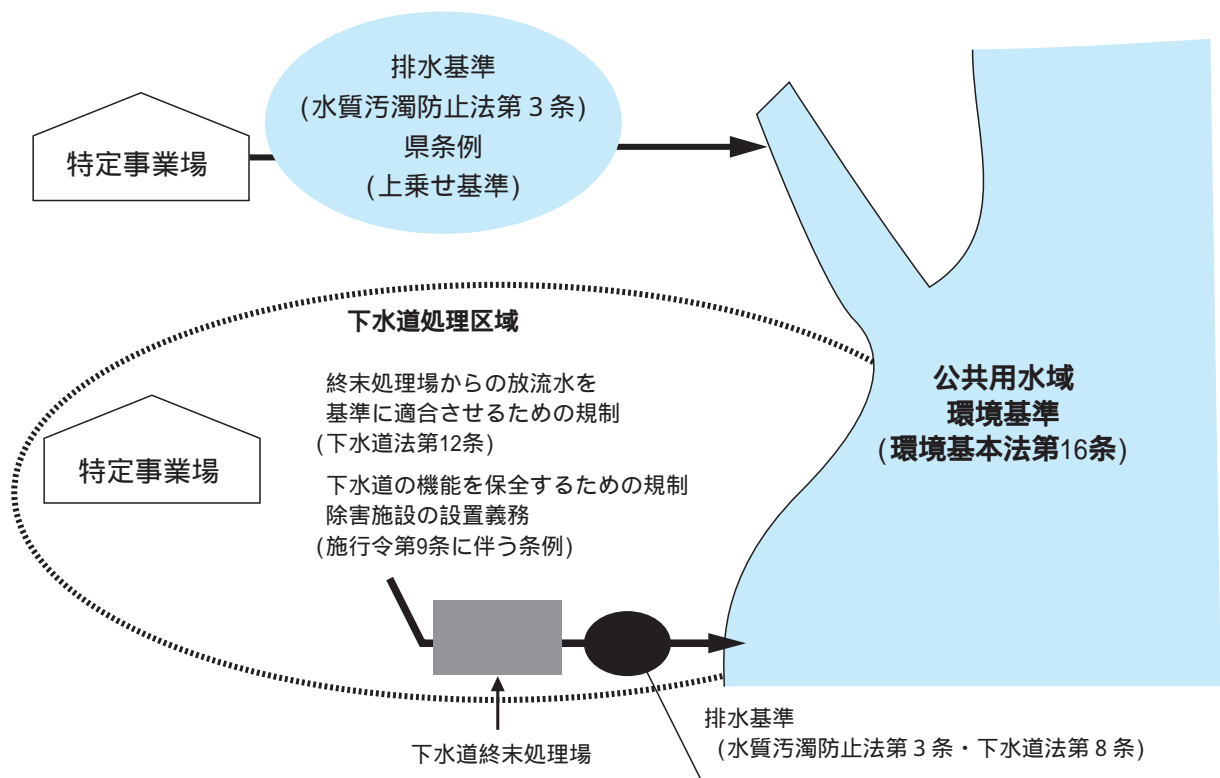
また、下水道法では次のように放流水の水質の技術上の基準を定めています。

【下水道法第8条、施行令第6条】（放流水の水質の技術上の基準）

水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 窒素含有量及び燐含有量	浮遊物質 (単位1リットルにつき ミリグラム)	大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)
5.8以上 8.6以下	施行令第5条の6第2項 に規定する計画放流水質 に適合する数値	40以下	3,000以下

この表に掲げる数値は、国土交通省令、環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

【放流水の概要図】



第5章 執行体制

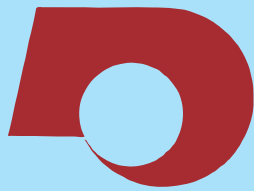
(本表はH17.12.1時点のものです)

都市名	部 課 名	住 所・係 名 (内線番号)					電話・FAX番号
熊本県	土木部 下水道課	〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18-1					TEL 096-333-2529(管) 096-333-2530(計) 096-333-2531(指) FAX 096-385-7398
		管理係	計画係	指導係			
	熊本土木事務所 企画調査課 工務一課	〒862-0901 熊本市東町3丁目11-63					TEL 096-367-1111 096-367-1586(直) FAX 096-368-4660
		都市環境整備係(318)					
八代地域振興局 土木部	〒866-8555 八代市西片町1660					TEL 0965-33-3111 0965-33-4148(直) FAX 0965-33-4051	
工務課(318)	企画調査 景観課						
球磨地域振興局 土木部	〒868-8503 人吉市西間下町86-1					TEL 0966-24-4111 0966-22-5552(直) FAX 0966-24-2733	
工務課(318)	企画調査課(513)						
(財)熊本県下水道公社	本社	〒861-5513 熊本市鶴羽田町12-1					TEL 096-245-1121 FAX 096-245-4535
		総務課					
	熊本北部浄化センター	〒861-5513 熊本市鶴羽田町12-1					TEL 096-245-1121 FAX 096-245-4535
		管理課					
球磨川上流浄化センター	〒868-0302 球磨郡錦町大字一武字平岩70-1					TEL 0966-38-0279 FAX 0966-38-5028	
	管理課						
八代北部浄化センター	〒869-4204 八代郡鏡町芝口11番割551					TEL 0965-67-7335 FAX 0965-67-7336	
	管理課						
熊本市	下水道管理課	〒860-8601 熊本市手取本町1-1					TEL 096-328-2555
		庶務係(2555)	料金係(2557)	水質指導係(2558)	管理係(2559)		
		都市整備局下水道部 下水道計画課	計画係(2560)	調査係(2561)	事業調整係(2562)		
	下水道建設課	工事1係(2568)	工事2係(2566)	施設係(2567)		TEL 096-328-2565 FAX 096-351-2184	
	維持補修センター	〒860-0055 熊本市蓮台寺5丁目7-35					TEL 096-353-5366 FAX 096-353-3114
	中部浄化センター	〒860-0055 熊本市蓮台寺5丁目7-2					TEL 096-356-6600 FAX 096-356-6600
	東部浄化センター	〒8601-2105 熊本市秋津町秋田鳥飼536					TEL 096-369-6401 FAX 096-369-6401
	南部浄化センター	〒861-4105 熊本市元三町4-1-1					TEL 096-357-2455 FAX 096-357-2455
	西部浄化センター	〒861-5273 熊本市沖新町4944-3					TEL 096-329-0707 FAX 096-329-0707
	八代市	建設部 下水道管理課 下水道建設課	〒866-8601 八代市松江城町1-25				
業務係(2703)			維持管理係(2702)	経営係(2706)	計画係(2706)	建設係(2707)	
(鏡支所) 建設課		〒869-4202 八代市鏡町内田453-1					TEL 0965-52-1111 0965-52-5276(直) FAX 0965-52-8123
下水道係(261)							
(千丁支所) 建設部	〒869-4703 八代市千丁町新牟田1502-1					TEL 0965-46-1101 0965-46-1104(直) FAX 0965-46-2010	
下水道係(41)							
八代市水処理センター	〒866-0034 八代市新港町3-1					TEL 0965-37-1600 FAX 0965-37-1601	

都市名	部 課 名	住 所・係 名 (内線番号)	電話・FAX番号
人吉市	水道局	業務課 施設課	〒868-0085 人吉市中神町1345-1
		下水道係 (6112)	建設係 (6121) 維持係 (6123)
			TEL 0966-22-6737(直) FAX 0966-24-5929
荒尾市	建設部	下水道課	〒864-8686 荒尾市宮内出目390
		管理係 (247)	建設係 (246) 維持係 (248)
			TEL 0968-63-1522(管・維) 0968-63-1529(建) FAX 0968-64-0940
水俣市	産業建設部	下水道課	〒864-0051 荒尾市大島町4-1-73
		下水道課	〒867-8555 水俣市陣内1-1-1
			TEL 0968-64-1558 FAX 0968-64-2558
水俣市	産業建設部	下水道課	〒867-0062 水俣市築地11-50
		下水道課	〒867-8555 水俣市陣内1-1-1
			TEL 0966-61-1627(総) 0966-61-1626(建・計) FAX 0966-63-1116
玉名市	企業局	下水道課	〒869-0292 玉名市岱明町野口2129
		下水道課	〒866-0052 玉名市松木43-1
			TEL 0968-57-4400 FAX 0968-57-2248
本渡市	建設部	下水道課 (本渡市浄化センター)	〒863-0013 本渡市今釜新町3543
		下水道課	〒863-0013 本渡市今釜新町3543
			TEL 0969-23-3498 FAX 0969-23-3499
山鹿市	環境部	下水道課 (山鹿浄水センター)	〒861-0501 山鹿市山鹿2057
		下水道課	〒861-0501 山鹿市山鹿2057
			TEL 0968-43-1198 FAX 0968-44-1894
菊池市	建設部	下水道課	〒861-1392 菊池市隈府888
		下水道課	〒861-1392 菊池市隈府888
			TEL 0968-25-1111 FAX 0968-25-5398
			TEL 0968-24-0843 FAX 0968-24-0841
		TEL 0968-38-2758 FAX 0968-38-6347	
		TEL 0968-38-2758 FAX 0968-38-6347	
宇土市	建設部	下水道課 (宇土終末処理場)	〒869-0452 宇土市高柳町138
		下水道課	〒869-0452 宇土市高柳町138
			TEL 0964-23-2371 FAX 0964-23-2370
上天草市	建設部	下水道課	〒861-6102 上天草市松島町合津3538-3
		下水道課	〒861-6102 上天草市松島町合津3538-3
			TEL 0969-56-1111 FAX 0969-56-3190
		TEL 096-345-7011 FAX	
宇城市	土木部	下水道課 (松橋不知火浄水管理センター)	〒869-0541 宇城市松橋町東松橋701-1
		下水道課	〒869-0541 宇城市松橋町東松橋701-1
			TEL 0964-32-1020 FAX 0964-32-0966
阿蘇市	下水道課 (阿蘇市浄化センター)	下水道課	〒869-0696 宇城市小川町江頭100
		下水道課	〒869-0696 宇城市小川町江頭100
			TEL 0964-43-1111 FAX 0964-43-0110
		TEL 0967-32-3200 FAX 0967-32-3502	

都市名	部 課 名	住 所・係 名 (内線番号)	電話・F A X 番号
城南町	下水道課	〒861-4202 下益城郡城南町大字宮地1050	TEL 0964-28-3111 FAX 0964-28-7010
		工務係 (231) 管理係 (233)	
	城南町浄化センター	〒861-4236 下益城郡城南町島田地内	TEL 0964-58-2005 FAX
富合町	建設課	〒861-4197 下益城郡富合町清藤405-3	TEL 096-357-4111 FAX 096-358-0110
		下水道班 (243)	
長洲町	上下水道課 (長洲町浄化センター)	〒869-0112 玉名郡長洲町姫ヶ浦2	TEL 0968-78-3515 FAX 0968-78-1826
		下水道室 (22) 経営管理室 (21)	
植木町	環境整備課	〒861-0195 鹿本郡植木町岩野238-1	TEL 096-272-1111 096-272-1116(直) FAX 096-215-3322
		下水道係	
大津町	下水道課 (大津町浄化センター)	〒869-1221 菊池郡大津町陣内1523	TEL 096-293-9511 096-293-5679(直) FAX 096-293-9512
		管理係 公共下水道係 農業集落排水係 施設係	
菊陽町	下水道課	〒869-1192 菊池郡菊陽町大字久保田2800	TEL 096-232-2111 096-232-2164(直) FAX 096-232-5612
		業務係 (441) 工務一係 (443) 工務二係 (443)	
合志町	都市計画課	〒861-1195 菊池郡合志町竹迫2140	TEL 096-248-1111 096-248-1534(直) FAX 096-248-1196
		下水道係	
西合志町	下水道課	〒869-1193 菊池郡西合志町御代志1661-1	TEL 096-242-1111 096-242-3129(直) FAX 096-242-4616
		庶務係 (253) 業務係 (255)	
	西合志町浄化センター	〒861-1102 菊池郡西合志町須屋607-2	TEL 096-345-7011 FAX 096-345-0999
御船町	下水道課	〒861-3296 上益城郡御船町大字御船995-1	TEL 096-282-1111 FAX 096-282-2803
		下水道係 (262)	
	御船浄水センター	〒861-3204 上益城郡御船町大字木倉7744	TEL 096-282-0618 FAX 096-282-0618
嘉島町	建設課	〒861-3192 上益城郡嘉島町上島530	TEL 096-237-1111 096-237-2619(直) FAX 096-237-2359
		下水道係 建設係	
益城町	下水道課 (益城町浄化センター)	〒861-2232 上益城郡益城町大字馬水1194-2	TEL 096-286-1131 FAX 096-286-1656
		管理係 工務係	
菊水町	建設課	〒865-0136 玉名郡菊水町江田3886	TEL 0968-86-3111 FAX 0968-86-4215
		建設係 (223) 管理係 (212)	
南関町	建設課	〒861-0803 玉名郡南関町関町1316	TEL 0968-53-1111 FAX 0968-53-2021
南小国町	産業振興課 建設班	〒869-2492 阿蘇郡南小国町赤馬場143	TEL 0967-42-1111 FAX 0967-42-1122
		下水道係 水道係	
氷川町	下水道課	〒869-4814 八代郡氷川町島地642	TEL 0965-52-7111 0965-52-5862(直) FAX 0965-52-3939
		下水道係 (147)	
	宮原浄化センター	〒869-4607 八代郡氷川町拵293-2	TEL 0965-62-3617 FAX 0965-62-3617

都市名	部 課 名	住 所・係 名 (内線番号)				電話・FAX番号
錦 町	生活環境課	〒868-0392 球磨郡錦町大字一武1587				TEL 0966-38-1111 0966-38-4949(直) FAX 0966-38-1575
		下水道係 (283)				
多良木町	水道課	〒868-0595 球磨郡多良木町大字多良木1648				TEL 0966-42-6111 FAX 0966-42-2293
		下水道係 (253)				
湯前町	建設課	〒868-0621 球磨郡湯前町1989-1				TEL 0966-43-4111 FAX 0966-43-3013
		下水道係 (223)				
水上村	建設課	〒868-0795 球磨郡水上村大字岩野90				TEL 0966-44-0311 0966-44-0315(直) FAX 0966-44-0662
		建設係				
あさぎり町	下水道課	〒868-0408 球磨郡あさぎり町免田東1199				TEL 0966-45-1111 0966-45-7223(直) FAX 0966-45-7230
		下水道係 (221)	施設管理係 (221)			
苓北町	上下水道課	〒863-2503 天草郡苓北町志岐660				TEL 0969-35-1111 FAX 0969-35-2454
		下水道係 (129)				
天草町	環境水道課	〒863-2507 天草郡苓北町富岡3396-1				TEL 0969-35-2545 FAX 0969-35-2546
		苓北町富岡浄化センター				
天草町	環境水道課	〒863-2895 天草郡天草町高浜乙第721-9				TEL 0969-42-1111 FAX 0969-42-1201
		環境整備係 (180)	水道係			
河浦町	環境水道課	〒863-2803 天草郡天草町下田北2412-2				TEL 0969-76-1111 FAX 0969-76-1349
		下田浄化センター				
河浦町	環境水道課	〒863-1202 天草郡河浦町河浦5225				TEL 0969-76-1111 FAX 0969-76-1349
		下水道係 (52)				
合志西合志 下水道組合	事務局 (塩浸川浄化センター)	〒863-1202 天草郡河浦町河浦1827-1				TEL 096-242-3411 FAX 096-242-3372
		〒861-1113 菊池郡合志町栄1447-1				
		総務係	業務係			



古紙配合率100%再生紙を使用しています

17 土 下水

0 0 1
